

てイリ河上流で遊牧した。」(ザヤ・パンヂタ、三二頁)。

(1) 「オイラート法典」、二二頁、ザヤ・パンヂタ、一九、三〇、三一頁。

(2) 禁制といふ概念を表はすためには、*koril*「禁ずる、禁制する」といふ言葉が用ひられた、*korigul*, *korig* といつても「禁制地」を意味する。「オイラート法典」、六、三三頁、ハルハ・シムム、一三、一二二、五二頁。例へば、*keyid-ün sakigulcin, nutug-lyan noypad-un örgüge baguru gajarača hisi korigul ügei, ali tagalal-tu gajar-tu nutug-laxu lui*「僧院長は、領侯の屯營のある場所を除き、同族用遊牧地に禁制される場所はない。他の場所では、その好む所で遊牧することが出来る。」(ハルハ・シムム、一二二頁) 又は、ハルハ・シムム、一一、一三頁、参照。

(3) 「オイラート法典」、二二頁、ザヤ・パンヂタ、一九、三〇、三一頁。

ヨーロッパの文献では、時として、遊牧民、就中、蒙古人は土地、地所には關心を持たぬと断定されてゐる。勿論、これは完全な間違ひであり、不當な断定である。今觀察しつゝある時代において、蒙古人がそのヌトグ、遊牧地に非常な關心を持つてゐたこと、蒙古諸侯が何よりも先づさうであつたことは、自明のことである。ただ、遊牧民のそのヌトグに對する態度が、定着農民のその耕地又は地所に對する態度とは全く異つてゐるに過ぎぬ。遊牧民にとつては、冬や夏やその他の遊牧に必要な廣大なヌトグの利用可能性が重大な意義を持つてゐる。従つて、遊牧民は、一定の社會經濟單位體(オトグ、アイマク等)の遊牧する地域たるヌトグの意義をよく

知つてゐる。だから、ヌトグの眞の領主、支配者たる者は、遊牧地や遊牧を差配し得る者、ヌトグの變更をさへ爲し得る者であるといふことが、明瞭となつて来る。我々の諸資料も、遊牧用、狩獵用の土地、總じて領主や「首領」側から見て使用價值ある土地たるヌトグに大きな關心を寄せてゐる。例へば、ハルハ諸侯の首長は、滿洲皇帝の主權を認めつゝ、*beloiger nan-lar sayin gajar ögkü ujivanu*「土地と良い遊牧地と水を與へて下さいませんか」と願つてゐる(1)。蒙古のサイド達が當時のロシア帝國の國境へ走つたのは、行を共にした人民と共に土地を永久に使用し得るといふ希望があつたからである (*mönke gjelebüri gajar*) (2)。

(1) 「ヘルデニイン・エリヘ」、二八頁、ハルハのヌトグは當時(一六八八年)オイラート人に占領されてゐたのである。

(2) フォヤート年代記、アジア博物館所蔵草稿、F七、二頁。蒙古遊牧民は、定着民がその生れた土地を愛すると同じやうに遊牧地ニヌトグを愛してゐた。或る武士は戦で死ぬるときその馬を放して貰ひたいと願ひ、*nutug-tu zanggi oruluğai*「これを産れた遊牧地へ連れて行つて下さい。」と言つた(ウバシ・ホン・タイイジ、二二〇頁)。

若干の場合において、封建蒙古の法律が、勞働を加へたことを理由として土地所有權を認めてゐるのは、意義深いことである。ハルハ法典(ハルハ・シムム)は、新らたに掘られた井戸又は新らたに修繕を加へた井戸は、これに手を加へた者の所有とし、旅人の疲れた馬にのみ無償で水を與

へる義務を課し、他人の領有する水を（故意に汚す等々の行為により）毀損した者は財産刑（騎馬一頭、仔牡牛一頭）に處してゐる（1）。

(1) ハルハ・シルム、八一—八二頁。 *basa kimün-dü sine uxuğan jasağan usu-yi buliyalduju kereldibesi, nigen kijidan mori ögkü, usulaju degirei hayiji ese ögbesü, mün mori ögkü, kajagar morin-du usu ese ögbesü, sidilen xoni abxu, unuğan morin-täca bist-yi kağarcu usulabasu, mün xoni abxu, medege hayiji shog-iyar usu bujarlabasu, sidilen mori tiker koyar-i ögkü, ujegen gereci-dü tiker-i ögkü* 「又、人間用として新たに堀り又は修繕した井戸水を、自己のものと主張して争ふと、四歳馬一頭を（井戸の持主へ）與へること。馬に水を飲ましめ終つてゐながら（他人の馬に）與へなければ、その馬を與へること。譽なはめた馬に水を與へなければ、三歳羊を取る。乗つた馬が欲せぬのに無理に水を飲ませたら、その者の羊を取る。達しがあるのに悪戯して水を汚したら、三歳の馬と牛二匹を與へること。目撃した證人に牛を與へること。」

二、家畜はアラドの所有で、アラドは個人としての牧畜經濟を營むことが出来た（1）、しかし、この所有は相對的のものであつた。むしろ隠蔽された形による領主の所有と呼んだ方がいゝであらう。事實、領主が財産刑を受けるときには、そのアルバツが代つて家畜で支拂をしなければならなかつた（2）。次に、アラドはその主君の生活において出費を要するあらゆる重大な場合には、例へば、君主へ貢納するとき、集會へ召集されたとき、遊牧地を變更するとき、その一家に婚禮があるとき等には、通常の租税や現物税の外に家畜を差出さねばならなかつたのである（3）。

(1) このことは「オイラート法典」やハルハ・シルムに明瞭に歌はれてゐる。アラドが所有する世襲の財産たる家畜等は、*エムチーエンチ ömci-önci* と呼ばれた、ハルハ・シルム、八頁、「オイラート法典」、七頁、參照。

(2) ハルハ・シルム、四頁。

(3) 「オイラート法典」、六—七頁。モンゴル・チンギス・カハガシヤ *Monggol cagaja* 「蒙古法典」(六)には、*alba barir-a irekü, eighün eighüxu, nutuñjan negiki ökin ögkü beri baighüxu jerge-yin kereg-tü jagun ger-öce degesi arban ger-tin doturaca nige mori, nige tiker-tin terge abtugai* (徴税に来ること、チアルガンに集ること、遊牧移動すること、娘を嫁にやること、妻を娶ること等に際しては、百戸以上の場合、十月につき一頭の馬一臺の牛車を徴發する……)とある。なほ、*ザヤ・パンヤタ*、七頁(前に引用した)、參照。

三、アラドの所有の財産に關する一切の行為、例へば、子供への財産の分配(1)、外國人(ロシア人及び支那人)との信用取引(2)、佛教僧院への入門(3)、婚姻(4)は、領主の後見監督の下に置かれてゐた。

(1) ハルハ・シルム、五四—五五頁。

(2) ハルハ・シルム、八五頁。

(3) ハルハ・シルム、一六頁、*ザヤ・パンヤタ*、四頁。

(4) 「オイラート法典」、九頁、ハルハ・シルム、五二頁。

自己の領主としての「權利」を實現し、特權階級の地位を利用し続けるためには、領主はその隷民を威壓するに足る強力に俟たねばならなかつた。従つて、領主は役人の一團を持つてゐた。

これは、ダルガ *daruga*、シャサグル *jasagul*、テムチ *demci*、シランゲ *shilenge* で、このことについては前に述べて置いた(1)。役人の地位は時には世襲のものもあつたやうであるが、しかもなほ、役人^{II}チュシメル *chushimel* はノヤンと密接に結びつけられ、全くその左右するところとなつてゐた(2)。次に、領主の下には各階級の家僕があつて、明かに、食祿を得て生活をしてゐた。中にも有名なのは、馬飼(キョテチ *kotei*)と屯營の侍衛(ケシギユチン *keigichin*)と使者(エルチ *olci*)であつた。キョテチはその地位において主君の側近にあり(3)、その腹臣(イナグ *inag*)となり(4)、屢々大きな役割を演じてゐた。ケシギユチンは領主の宿衛であり(5)、エルチは廷丁の役をも行つた(6)。後に、ノヤンの下には侍従又は侍従武官(キヤ *kyā*)が出来た(7)。

(1) 前述、三三五頁、参照。

(2) 「オイラート法典」、三一—四、一二、二〇—二二頁、サナン・セチエン、一四二、二五八頁、アルタン・トプチ、六一頁、ハルハ・シルム、隨處。

(3) サナン・セチエン、一四〇、一四八、一五六、一六二、一六四、一六六頁、アルタン・トプチ、九〇頁、ハルハ・シルム、三六頁。

(4) 又は、ネケル *nokei* とも言つた。アルタン・トプチ、六四、六九頁、サナン・セチエン、一六二、一六四、一六六頁、参照。

(5) この言葉は、疑もなく、語源的にはケシグ *kesig* 即ち、帝國時代の近衛軍と近いものである。ケシギユチンに

ついては、ハルハ・シルム、六八頁、参照。

(6) サナン・セチエン、一七六頁、アルタン・トプチ、五六、六一頁、ハルハ・シルム、五頁、其他隨處、「オイラート法典」、五、六、一七、一八頁、ザヤ・パンサタ、三二頁

(7) オイラート方言では、カー^{II}である。サナン・セチエン、二一四、二八〇頁、「オイラート法典」、四、六、八頁、「ツォクト・タイイシの碑銘」、第一卷、一二五六、一二五七、一二五九頁、第二卷、二二一。我々の資料はカーと共にエルケテン *erkeiten* のことも述べてゐる(「オイラート法典」、四頁)。この職名は他の書物にも出てゐるが(ハルハ・シルム、一〇頁、アリヤート年代紀ユムスネイ、一〇八頁)、このエルケテン(語義通りに言へば、「權力を持つ者、強者」である)が如何なる職務を持つてゐたかは不明である。思ふに、一方ではエルケテンの名の下に、別名のサイドが言ひ表はされ、他方では、エルケテンとは領主の屯營に附屬する「近衛兵、近従」であつたのであらう。レオントウイッチ、「蒙古^Iカルムイク刑事法典」、七四頁、一五六—一五七頁、ハ・ネホリシン、「ホシヨウトフ・ウルスのカルムイク人の生活状態概説」、二二—二二頁、参照。

その他、我々の資料が仄めかすところから考へ得ることは、強大な領侯達が時として或る種の軍隊を持つてゐたことである。これは親衛隊又は宿衛軍の如きもので、勇猛な若者(ジャラグス *jalagus* 「青年」(1)、バガトアル *bagatur* 「勇士」)から選抜された(2)。

(1) ウバシ・ホン・タイイシ、一九九、二〇三—二〇四、二〇九—二一〇頁。サナン・セチエン、二二四頁、アルタン・トプチ、七三(ネケル *nokei*)、ザヤ・パンサタ、三〇頁(ホシユーチン *hosichin*)を参照せよ。

(2) サナン・セチエン、一九二頁。

最後に、領侯の統率する攻守手段としての裁判所（ジャルグ *Jirg*）があり、領侯達はこれ自身で指揮し（1）、領侯階級の利益中心に編纂された純然たる「封建的な」法律をこれに運用させた（2）。訴訟において極めて重要な役割を演じた裁判と宣誓（シハガ *sixaga*）は、*chacun doit être jugé par ses Pairs*「各人は同身分の者により裁かるべし」の原則によつて組織されてゐた（3）。支配者たる領侯の不可侵とアルバツの領侯への隷屬を、法典が極力強調してゐることも明らかである（4）。

(1) サナン・セチェン、一九〇頁、ハルハ・シルム、五三—五四頁。

(2) 前にも述べたやうに、「オイラート法典」及びハルハ・シルムの二法典は、この點において注目に値するものである。

(3) ア・リュシエール、「カヘー直系王朝時代のフランス法制便覧」、パリ、一九〇二年、二〇二頁。ハルハ・シルム、

七三—七四頁、参照。

(4) ハルハ・シルム、「オイラート法典」、隨處。詳細は後述。

アルバツのその主君に對する一身的隷屬は、領主（ノヤン）が自己の意のままに隷從する臣下を自由にした點に存する。しかし、領主も、少くとも十七世紀においては、裁判を経ずには何等の罪もないのに臣下の生命を斷つ權利を持つてゐなかつた。アルバツは何よりも先づその領主に隷屬

してゐたから、領主から離れて遊牧する權利を持つてゐなかつた。その領主（エジエン）から離れることは、逃亡と看做され、逃亡者（ボスハグル—ボスフル *bosxagul—bosxul*）は直ちにその主君の掌中へ連れ戻さるべきであつた（1）。次に、領主はそのアルバツを他人へ讓渡したり贈與したりすることが出来た（2）、これが女の隷民である場合には自己の領地内で又は他の領地へ嫁にやる事が出来た（3）。アルバツが重罪を犯し、他の領主の利益を害して財産罰をこれへ支拂はねばならぬときには、この領主がそのアルバツの領主の主君である場合でさへも、アルバツは本來の領主（ウグ・トゥノヤン *ugtu noyan*）のものたることに變はりはなかつたが、アルバツが財産罰又は其他の徴收物を支拂ふことが出来ないと、その領主が代はりにこれを以つて支拂はねばならなかつた（4）。或る場合には、領主は財産罰を完済せずして自己のアルバツを請戻（蒙古語では、ジョリグ *jorig* オイラート方言では、ドリク *dorig*）することが出来た（5）。

(1) アルタン・トアチ、六一、六四頁、「オイラート法典」、三、一七頁、ハルハ・シルム、四二—四七頁。

(2) ハルハ・シルム、二二頁、「オイラート法典」、三頁。蒙古の諸侯は、普通、その娘に一定数のアルバツを婚姻持

参物（人）として付けてやつた（インシ—インザ *inzi—inza*）。「オイラート法典」、八頁、ハルハ・シルム、三〇—三一頁、参照。ヨ・シイグメン、*Li-Giigur-Khan* の西藏—蒙古語辭典（これについては、ソゲエト聯邦科學院報告B輯、一九二六年、二七—三〇頁、参照）は、*inzi inu kutun-u noker*「インシとは貴族の婦人の附人、召使」を説明してゐる

(木版北京版、一三頁)。若干の場合においては、蒙古諸侯はその隷民の家族を以つて財産罰を支拂つた。例へば、ハルハ・シルム、三一、一二〇頁、「オイラート法典」、三頁、ザヤ・パンヤタ、一九頁、参照。

(3) ハルハ・シルム、三一—三三、五二頁、*ükügen kümün-ü eme-yi noyan ni kümün-dür ögeü*...「領主が死んだ者の妻(寡婦)を嫁にやるときには……」(ハルハ・シルム、五二頁)

(4) ハルハ・シルム、二五、四二、七五頁。

(5) ハルハ・シルム、五八頁。

平民のアルバン *alban* は、結局その領主との關係上次のものから成つてゐた。(一) 家畜及び畜産物の現物税(アルバン・フビチグル *alban xubeigür*、シギュシユン *sigüsin*)(1)、(二) 領侯の屯營における賦役、主として燃料(乾糞)等の採取(アルガル・テギユキユ *argal tegükü*)(2)、(三) 領主の軍隊での勤務と卷狩(アヤン・アバ *ayan aba*)への参加、(四) 運輸賦役、即ち、驛傳飛脚と領主の飛脚への食料の給與(ウラガ・シギユシユ *ulaga shigüü*)(4)、(五) 證人(ゲレチ *gerci*)(5)及び宣誓者(シハガ *shaga*)(6)として訴訟への参加がこれである。

(1) サナン・セチエン、二三六頁、「オイラート法典」、七、三三頁、ハルハ・シルム、九頁。

(2) ハルハ・シルム、六八、六九、八四頁。サナン・セチエン、一四四頁、参照。

(3) サナン・セチエン、二三六頁、「オイラート法典」、四頁。ハルハ・シルム、九二—九三頁、参照。軍務に召集されたのは、武器を採り得る一切の者であつたらしい。十三歳を以て成年とせられた、サナン・セチエン、一六六、二〇

二、二五八頁、アルタン・トアチ、八三、一一二頁、ウバシ・ホン・タイイツ、二〇七頁、参照。

(4) ハルハ・シルム、四—七、二六—二七、三七、四一頁、「オイラート法典」、五、六、一七頁。

(5) ハルハ・シルム、一〇、一四、三七、五九、六五、七一、七七、八六—八七頁、「オイラート法典」、三、一二、一八頁。

(6) ハルハ・シルム、五、六、一一—一二、一五、二七、五五、六四頁、「オイラート法典」、五、一二、一八頁。

これは十八世紀に編纂された蒙古語版のみが傳へられてゐるだけである(モンゴル・チャガジャ *Mongol čača*「蒙古法典」)。

アルバツはその領主の意思によつて全部又は一部の租税賦役を免せられることが出来た(1)。極めて稀な場合、平民たるアルバツは領主へのアルバンを免せられ、その一身上の隷屬から解放された。租税賦役を免せられた者はダルハド *darxad* (ダラン・ン *darxan* の複数)と呼ばれ、領主への一身上の隷屬から解放された者は、ノヤン・ユゲイ *noyan-ügei*「領主を持たぬ者」又はアルバ・ユゲイ *alba-ügei*「アルバンの要なき者」と言はれた(2)。かやうな人々はダイ・ダルハド *dai darxad*「大ダルハド」とも呼ばれた(3)。ダルハドとダイ・ダルハドの兩語は、區別されないで用ひられたらしい。

(1) サナン・セチエン、一八二、一八四頁、アルタン・トアチ、五六、一〇五、一〇六頁、ハルハ・シルム、七、三七、四二頁、「オイラート法典」、四頁、ザヤ・パンヤタ、二六、三四頁。

- (2) サナン・セチェン、一八八、一九四、二三六頁、アルタン・トブチ、一〇五、一〇六頁。
 (3) サナン・セチェン、一八八、一九四頁。

十六世紀末には、佛教の僧侶がアルバン其他の賦役を免せられた始め(1)。これは當時蒙古人に弘布しつゝあつた黄帽派の僧侶であつたであらう(2)。但し、免税を受けるのは僧院へ入るのを領主が許可した場合に限られた(3)。佛教の僧侶はアルバン・フブチグル・ユゲイ *alban xubeigur ügei* 「アルバンと租税を免せられた者」(サナン・セチェン、二八六頁)、ノヤド・トゥ・タタルガ・ガビヤ・ユゲイ *neyad-tu tatalga balya ügei* 「領主に貢税を納めこれに仕へる要のない者」(ハルハ・シルム、一六頁)(4)となつたのである。なほ、我々の資料は、僧侶が過罪を犯し、戒律を破つたときには、再びアルバツの身分へ落されるといふことを述べてゐる(5)。

- (1) サナン・セチェン、二三六頁、ハルハ・シルム、一六—二六頁、「オイラート法典」、五頁、サヤ・パンヤダ、二六、三四頁。

(2) この頃以前には、佛教の僧侶が免税されたいふことを聞かない。十六世紀末以前、若干の地方ではその後も、蒙古人の間で弘布してゐたのは所謂紅帽派であつた。

(3) ハルハ・シルム、一六頁 (*ker-be ejen ba eige eke-tee boshig ügei toyin bolxula, tolugai-ben bi medelügei* 「領主及び両親の同意なくして僧侶となつた者は、自ら身を處することを得ぬ」)。

(4) 同じく、ハルハ・シルム、一六頁。此處にはなほ次のやうに附言されてゐる。 *alba kiged neng ulga sigisu ügei*

「(領主に對し) 賦役の要なく、運輸の義務、食糧提供の義務も全くない。」

(5) 従つて、僧侶もその本来の領主の制裁は受けるのである。ハルハ・シルム、一七頁 (*busu gjar odugad, sakil-iyen edebesü, ug-tu noyan inu nekeji abugai* 「もし(僧侶が) 他の土地へ行き、その戒律を破つたならば、その本来の領主はこれを追跡して逮捕する」)。サナン・セチェン、二三四頁、参照。これによつて封建的な傳統が如何に強いものであつたか知られる。平民出身の佛教僧侶は、要するに、似而非自由民だったのである。その後の發展も右のことを確證してゐる、後述)。

蒙古平民たる、ハラチュ *xarachu*、アラド *arad*、ハラリグ *xaraliq* 即ち非特權階級に屬する者も、直接自己に隷屬し、その自由になる者を持つことが出來た。これは、或はキタド *kitad* 「奴隷」(1)、或はメデル *medel* 又はメデルチュ *medelü* 「隷屬者」(2)、又は、メデル・キョベギン *medel köbegün* 「隷屬する子供」(3)、單にキョベギン *köbegün* 「子供」(4)、メデル・ボゴル *medel bogol* 「隷屬する奴隷」(5) 又は單にボゴル・ボール *bogol-bol* 「奴隷」(6) と呼ばれた。アラド、ハラチュたる平民に隷屬する者を、我々の資料は決してアルバツとは呼ばず、若干の場合には、單にウルス *ulus* 「人民」(7)、キムニーン・キムニーン *kümin-kümin* (オイラート方言) 「人間」(8) といつてゐる。佛教の僧侶も奴隷を持つことが出來た(9)。

- (1) ハルハ・シルム、二七、三二、四九、五九頁。

- (2) ハルハ・シルム、一七、二二頁。

- (3) ハルハ・シルム、八七頁。
 (4) ハルハ・シルム、四頁。
 (5) ハルハ・シルム、八七頁。
 (6) 「オイラート法典」、七頁。
 (7) ハルハ・シルム、七五頁。
 (8) 「オイラート法典」、四頁、ハルハ・シルム、四九頁。
 (9) 「オイラート法典」、三頁、ハルハ・シルム、一七、二〇、二二、二五頁。

事實、當時の蒙古人におけるアルバツは、その領主と、アルバン、即ち、「奉仕賦役」の鐵鎖たる *hominium et fidelitas* (服従と忠誠) を以つて結びつけられた者であつた。しかるに、アラドの者に隷屬する「人間」は、半奴隸、半奴僕の状態にあつた。蒙古社會における封建諸關係は貴族たる領主(エジュン・ノヤン *ejen noyan*)のアルバツ^{||}「隸民」とアラド(ハラチュ)の「隸屬者」^{||}「人間」とを比較したときに特に明瞭となつて來る。眞のアルバツを持つてゐる者は、領侯であつて、アルバツがその主君とアルバンで結びつけられてゐる反面には、領侯はその隸民に對して各種の義務を負ふてゐた。従つて、我々の資料は、隸屬者一般、例へば、高官又は役人に隸屬する者の如きを、アルバツの語を持つて決して呼んでゐないのである。曰く、*yerü noyad albatu*

köbegün-iyen, daruga annu ulus-iyen, ecige annu köbegün-iyen xulagai kigsen dagudaji garga-xula...「領侯(領主)がそのアルバツ又は隸屬する子供(キョベギン)の窃盜を云々すれば、役人はその人民のことを、父はその息子達のことを云々……」(1)。

(1) ハルハ・シルム、七四—七五頁。この文章の意味からすれば、反對に、アルバツを「人間」(キョミューン)と呼ぶ場合もあり得るわけである。例へば、*kümün-iyen ögkü dura-ügei bolbasu, noyan annu ene mal-i gricegeji ög*「もし主君(領主)がその人間(キョミューン)を引渡すことを欲せぬときには、嫁代の家畜を全部引渡させるべきである。」(ハルハ・シルム、七五頁)。

「隸屬者」中には二つの群を分けることが出来る。その一は眞正の奴隸(キタド *kitad*(1)ポー *bol*(2))で、他は家僕(3)の地位にある者であつた。しかし、遊牧生活の諸條件下にあつたので、兩者の差違は屢々殆んど言ふに足りないものであつた。領侯にもその奴隸(キタド)と「隸屬する」家僕(メデル・ボゴル *medel bogol*、キョベギン *köbegün* 及びゲル・ユン・キョミューン *ger-in kümün*)があつた(4)。領侯はそのアルバツの主君(エジュン)であるから、アラドに「隸屬する」者の領主でもあつた(5)。

(1) ハルハ・シルム、二七、三二、四九、五九頁。
 (2) 「オイラート法典」、七頁。

(3) ハルハ・シルム、四、三五、六四頁。ger-in kümün, köbegüd なる。

(4) 古代におけると同様、當時の蒙古人においても、ボゴル(ポール)とハラチュの兩語は、時として極めて廣い意味に、ハン及び大侯に對立する一切の者を言ひ現はすために用ひられた。例へば、サナン・セチェン(一四六頁、參照)の言ふところによれば、アルグタイ・タイイシ Arugtai-taiishi は自らハラチュであると言つてゐるし、マンドウガイ・セチェン・ハントゥン Mandugai-Sooen-xatun はチンギスの一族の先祖に斬りを捧げて、自らボゴル・ベリ bogol beri(奴隸たる花嫁)と呼んだ。サナン・セチェン、一八〇頁、參照。領僕の奴隸及び家僕(キヨメギン、ゲル・ユン・キユミューン)については、ハルハ・シルム、四、三五、六四頁、參照。

(5) ハルハ・シルム、二七、三二、四九、五九頁、參照。

以上述べたことから次の如く言ふことが出来る。即ち、中世期の蒙古におけるアルバツは、ノヤンに隸屬してゐるにも拘らず、「隸屬者」や奴隸よりは、地位にあつたのである。遊牧生活の諸條件に従ひ、後者も或る程度の財産を自由に得たが、これが彼等の所有物といふわけではなかつたから、法律的にはこれをどうしたとて責任といふ程のものではなかつた(1)。Gegegen eme medel bogol xoyar-üca abula gekü yala-tai bui「離婚された女や奴隸から(何物かを)受けるのは不法である。」(ハルハ・シルム、八七頁)。

(1) ハラチュがそのメダルを殺すと、大家畜百五十頭小家畜百五十頭より成る家畜三百頭の大財産罰(アンジュアン)の半分を支拂はねばならぬが(ハルハ・シルム、二五頁、參照)、何等の刑罰をも加へられなかつた(ハルハ・シルム、八

七頁)。しかし、普通の人を殺すと、貴重品三十個、家畜三百頭の財産刑に處せられ、奴隸一人を以つて損害を賠償せねばならず(奴隸を持つてゐないときは、若し駱駝及び成長した馬各一頭)、刑罰としては、杖刑百に處せられ、且つ采領ハホシユン内の最低位の者たる奴隸に落される。「オイラト法典」によれば、自己の男奴隸(ポール)を殺した者は五罰九の家畜を支拂ひ、女奴隸(エメ・ポール eme bol)を殺した者は三罰九の家畜を支拂つた(七頁)。しかるに、中間階級の者を殺すと、貴重品三十個、家畜三百頭を(一二頁)、下層階級の者(アダク eme)を殺すと貴重品一個、十五罰九の家畜を財産罰として支拂はねばならなかつた(同頁)。

以上述べたことから又次の結論を下すことも出来る。即ち、中世期蒙古のハラチュ、アラド大衆、平民は、決して質を同じくする衆團ではなく、この中には明らかに數個の階級層が分れてゐたのである。我々の資料も、ハラチュ大衆が階級層に分れてゐたことを明言してゐる。これを引用すれば充分である。

今觀察しつゝある時代の、ノヤンハ領侯に屬せぬ蒙古人は、その物質上及び領侯との關係上の社會的地位に従つて三つの群に分けられてゐた。その第一の、最高の群は、サイン・キユミューン sayin kümün で(1)、直譯すれば「上級の人」である。これは多數の家畜や家僕、時としては奴隸をも所有する富裕で堅實な家族である(2)。ハン及び諸侯の女婿たるタブナン(3)、各位階の役人たるサイド(4)、總じて言へば、ヤムブ・トゥ、Yambu-tu「高位の人」と呼ばれる一切の者はす

べてこの中から出た(5)。前にも述べたやうに、ダヤン・ハンと諸皇子の勝利の後には、東蒙古人の舊諸侯、即ち、チンギス・ハン家の者でない諸侯の非常に多くがこの群の中に入つてゐたのである。ダルハン、即ち、租税賦役を免せられた者もこの階級層に属してゐたらしい(6)。サイン・キミーンは戦争其他の場合その領主に奉仕するには他の下層の者よりも有利な地位にあつたから、この階層が一番多くダルハンを出すことを得たのである(7)。

(1) オイラート方言では、サイン・キムン *sayin kimün* である。「オイラート法典」、一〇、一九頁、ハルハ・シ
ルム、七八頁、ウバシ・ホン・タイイジ、一九八、一九九、二〇二頁。

(2) 「オイラート法典」、八、一〇、一四、一九頁、ハルハ・シルム、七一、四二頁。ここに注意すべきは、サイン・キムンといふ言葉が時として「上級の」、高貴の者一般を言ひ現はすために用ひられ、殊にサイドがなほ領侯であつた時代においては、このサイドのことをも言つたといふことである。アルタン・トブチ、六〇、九〇頁。

(3) 「オイラート法典」、三—四、七—八頁、ハルハ・シルム、四、四三、四四頁 (*engün yambu-tu* 「普通の役人」とある)。

(4) 前述、三三二頁、参照。

(5) 「オイラート法典」、二、七頁、ハルハ・シルム、三一、四三、四九頁、サナン・セチエン、二三四頁。オイラート方言では、ヤム・トゥ *yam-tu* である。

(6) ハルハ・シルム、四二頁、参照。曰く、*töri harigan sayid... tabunang, darxad-nar taubasu, gurban boda* 「サイド知事、諸侯の女嬪及びダルハンが(麻傳の提供を)廢したときには、大家畜三頭(を財産罰とする)」。

(7) アルタン・トブチ、一〇五、一〇六頁、サナン・セチエン、一八八、一九四頁、「ラドロフの歴史」、九〇頁、参照。

第二の、中間群(ドゥムダードゥンダ・キムン *dumda-dunda kümün*)(1)に属するのは、役人ではないが(ヤムブ・ユゲイ *yambu-ügei*)(2)、或る程度の財産を持つてゐるハラチュである。戦争のときには、彼等は充分な武装をした。かやうなアラドは、リュプチチュ *lübeitü* 「装甲兵、驃騎兵」、ドゥウルガツ *duul-gatu* 「裝兜兵」、デゲレイ・ウヤグツ *degelei xuyagtu* 「装甲兵」であつた(3)。例外的場合を除けば、これは奴隷を持つてゐなかつたらしい(4)。この中からは時として各種の小役人や使者等が出たものと思はれるが、この點正確な資料がない。

(1) 「オイラート法典」、一〇、一四、一九頁、ウバシ・ホン・タイイジ、一九八、一九九、二〇二頁。

(2) オイラート方言ではヤム・ユゲイ *yam-ügei* となる。「オイラート法典」、二頁、ハルハ・シルム、三一、四九頁。

(3) 「オイラート法典」、四頁。

(4) ハルハ・シルムは、ヤムブ・ユゲイにその奴隷があり得ることを豫期してゐる。曰く、*ken kümün-i üsleju... alabasu... yambu-ügei kümün bolhasu, kümün-iyer; kümün-ügei bögeü jalagu temege, soyolan mori-bar on bossagad; jasag inu nigen je-kan tsiqar jancig'id, xoshgün-u dotura kitad-un kitad-tu harji-ügüye* 「怨恨によつて人を殺ろしたとき、犯人が役人でないときには奴隷を以つて(賠償すべく)、奴隷を持つてゐないときには若い駱駝一頭を成長した馬一頭を以つて賠償させる。これに對する刑罰は次の如きものである。杖百打を加へ、ホシエンは采領内の最低の者(奴

隷の奴隷」に落ち。(ハルハ・シルム、四九頁)。

最後に、最下層の群には、貧民、全くの平民が属する。これは、輕蔑されてハラ・キューミン *xara kümün* 「黑人」(1)、エンギン・キューミン *engün kümün* 「普通の人」(2)、マグ(ムー) *magu(mū)* 「不良の者」(3)、アダク *adaq* (オイラート方言) 「最低の者」(4)と呼ばれた。戦争のときには、彼等も武装してゐたが、主として劍や弓矢を以つてするに過ぎなかつた(5)。

(1) 「オイラート法典」、四頁。

(2) 又は *engün xaracu-aru* である。ハルハ・シルム、一〇、四二、七一、八七頁、ネイヤ・トイン、四一頁。

(3) 「オイラート法典」一〇、一四、一九頁、ウバシ・ホン・タイイジ、一九八、一九九、二〇二頁。「貧困の」といふ意味で「不良」といふ言葉を用ひてゐるのである。ハルハ・シルム、七一頁、ザヤ・パンヤタ、一九頁。

(4) 「オイラート法典」、八、一九頁。

(5) 「オイラート法典」四頁。

我々の全資料、殊にハルハ・シルム(ハルハ法典)の言ふところを注意すれば、今視察しつゝ、ある時代の後半期には、蒙古人のアルバツが二つの階級に分れてゐたといふ結論に達することが出来る。社會的地位が高く富裕な第一の階級には、サイン・キューミン、ヤムブ・ト、サイドと呼ばれる者が属してゐた。勿論、タブナン及びダルハンの多くはこれに属するものであつた。

この階級は隷属する「家僕」や奴隷を自由にし得るものであるから、これは「平民」中の小侯と見ることが出来る。事實、昔からザイサン、ダイイブ其他の古いサイド||領侯が残つてゐたオイラート人においては、小ザイサン、謂はゞ小領主とも言ふべき者の地位は、例へば、タブナン其他の新らしいサイドの地位と異るところがなかつたのである(1)。他方、其後の蒙古人においては、采領||ホシンを得なかつたタイイジの大多数が、「新らしい」サイン・キューミン、サイドと混合してしまつた。その詳細は後に述べる。

(1) 「オイラート法典」、四、八頁、ザヤ・パンヤタ、七頁、参照。

小侯(サイド)と眞のハラチュ||階級(エン・ギンハラチュ)の中間にあつたのは、時として「家僕」や奴隷を持つてゐた「中間層」であつた(1)。

(1) 「オイラート法典」は時々サイン・キューミンやムーのことだけを言つてゐるに過ぎない(一八、一九頁)。

最後に、「普通の」ハラチュといふ最下層の階級には、ヤムブ・ユゲイと呼ばれる社會階級の最低(アダク)にある貧民「不良の者」が属してゐた(1)。

(1) ハルハ・シルム、三一頁、参照。

その地位がもつと悪い「家僕」や奴隷は、事實上この階級に属するものであつた。遊牧生活の

諸条件下にある蒙古は、多くの場合、眞の奴隸を知らなかつたらしい。例へば、捕虜の轉化した奴隸があつたにしても、これは次第に「家僕」の地位に移つてしまつた(1)。家僕の狀態がその隸屬する主人の家の如何により種々雑多なものであつたことには、信すべき根據がある。

(1) ネイザ・トイン、六一頁。

アルバツ階級は次のやうな表に示すことが出来る。

一、サイン・キュムيون (階級)

小侯——タブナン——サイド——ダルハン——エルケテン

ドワンダ・キュムيون——リュブチテン

二、エンギン・ハラチュ (ムー||平民階級)

エンギン・キュムيون——ゲル・ユン・キュムيون——キタド

興味深いことは、犯罪や過誤に對する各種の財産罰を徴収するに際し、犯人がいかなるアルバツ階級に屬するかを重視され、その如何によつて財産罰が多くされたり少くされたりしたことである(1)。しかし、このことは貧しい者が軽減されることを意味するものではなく、若干の場合においては、重い財産罰が反つて彼等へ課せられた。例へば、重大任務を帯びた使者に驛傳の利

便を提供することを廢した、高官、タブナン、ダルハンには罰三の大家畜の財産罰を課する場合にも、平民(エンギン・ハラチュ)は全家畜の沒收刑に處せられた(2)。以上のことから、平民(エンギン・キュムيون)が人口の大多數を占めてゐたこと、従つて、領侯は嚴罰を設けて驛傳利便の提供を確保する必要があつたことを、推測し得る。

(1) 例へば、「オイラート法典」、三—四、一〇、一四、一九頁、ハルハ・シルム、四四頁、前述部分を参照。

(2) ハルハ・シルム、四二頁。法典はこの條項へ、「彼等自らはその主君の許に留ることを要する」と附加してゐる。

當時の蒙古アルバツの物質的福祉については、十七世紀の始と同世紀の末に關するものではあるが、相當正確な材料がある。そしてこの材料は主として牧畜關係のものである。

我々の資料は、十七世紀の蒙古人が多數の家畜を持つてゐたことを示すと共に、十七世紀末にはアルバツ所有の家畜數がその世紀の初頭よりも稍々減少してゐたことをも示してゐる。例へば、十七世紀の初頭には、鎧一着は駱駝一頭を含む九家畜と、小銃一挺は五家畜と交換されたが(1)、十七世紀の末には鎧一着は、小銃一挺と等しく、成長した馬一頭と交換されるに過ぎなかつた(2)。

(1) 「オイラート法典」、九頁。

(2) ハルハ・シルム、六二頁。

十七世紀の始には、鋭利な兇器で傷害すると五罰九の財産刑であつたが(1)、同じ世紀の末には三罰九となつた(2)。しかし、かやうな比較をするには非常な慎重さを必要とする(3)。

(1) 「オイラート法典」、一四頁。

(2) ハルハ・シルム、五六頁。

(3) 物質上の状態についても少し述べて置かう。瀟洒な毛外套の價値は駱駝の價格に比敵し、四層附の小ユルト(ハナ kama)は馬一頭に、良質の大駱駝は成長した馬(ソヨーラン soyulan)二頭に、成長した馬一頭は羊五頭に等しかつた(ハルハ・シルム、六一—六五頁)。

氏族が残つてゐたオイラート人においても、氏族生活が幅をきかせたのは、主として、家族内や家庭内、婚約の締結の際であつて、その社會生活においては、特殊の遊牧采領たるオトグやアイマグが氏族の地位にとつて代はつてゐた(1)。

(1) 「オイラート法典」は氏族のこゝやその生活への影響については一言も言つてない。昔の研究者達はオトグを「氏族」だと思つてゐたから(例へば、エフ・イ・レオントウイチ教授)、各學者それぞれに多くの誤つた結論を下してゐたのである。ロシアの行政制度に定められてゐた「氏族」も概念の混同を促進した。

百戸の制度は既にすつと以前に忘れ去られてゐたらしい(1)。否、オトグとアイマグが十戸に分れる制度さへも、新しい現象と考へることが出来る。實際、「オイラート法典」はこのことについて全く述べてをらず、ガルダンの「勅令」も十戸制を新しい制度と言つてゐる(2)。オトグや

アイマグが行政上四十(デウチン döchin)アイルや二十(ホリン khorin)アイルの群團に分れる制度は、これよりも古い(3)。しかし、時が経つにつれ、この區分制も亦無くなつてしまつて、例へば、ハルハ・シルムはこのことについて全く何も述べてゐない。「オイラート法典」には、一個所、十人の若者(アルバン・キョビューン arban köbün)毎に一人の結婚を援助すべき旨を述べたところがある(4)。この場合にも、行政的な區劃が出来てゐたのではあるまい(5)。

(1) マラス譯の「オイラート法典」中には、一個所百戸といふのが出てゐるが、原文には實在しない。總じて、蒙古の資料中には一として千戸や百戸について述べてゐるものがない。二百戸の群へ區劃される制度は存在しなく(サムクツツフ集成、一一四頁、参照)、これから四十及び二十アイルの群團への區劃が生じたのである。アッセ著「東シベリアの若干遊牧民の日用語彙集」は間違つてゐない。

(2) 「オイラート法典」、二二頁。ハルハ・シルムはこのことを歌つてゐないが、一七一八年のハルハ・シルムの補則には十戸が出てゐる。ハルハ・シルム、九七頁、参照。

(3) 「オイラート法典」、八、九頁。オイラート人においてはデウチン及びホリンの區劃制が永く残つてゐて、永い間オイラート人と深い關係にあつたアルタイ人やテレンギト人が傳承した。アルタイ語及びテレンギト語に tochin 「ザイサン制、部族の一部」といふがあり、これからロシア語の Аючнина が出たのである。註(1)、参照。

(4) 「オイラート法典」、八—九頁。

(5) エヌ・オチロフ、一九〇九年夏アストラハンのカルムック人地方へ旅行報告、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、一九二〇年、第十號、六四頁、参照。

或る場合には、氏族制度が社会生活に現はれてゐた。この重要な場合は強調を要する。即ち、オイラート人がホトン *Хотон* をなして遊牧してゐたことである。ホトンとは、殆んど全く近親のみを以つて成るアイル即ち遊牧部落である。オイラート人のホトンは、屢々、その群團の長老 (Ах *Ах*) を首長とし、共同で宿管し遊牧する氏族又は近親群であつた (1)。

(1) その後の時代のオイラート人に關する材料に基いてかう言ふのである。パラス、第一卷、一九〇—一九一頁。レオントウイッチ、「カルムイック法」、第十八、三十七、七十三、百十八、百二十、百二十一條、ネフェヤエフ、「ウォールガ・カルムイックに關する報道」、一一〇頁。「オイラート法典」にはホトンとあるべきが、アイルとなつてゐる (一二二頁)。

東蒙古人については正確な報道がないが、彼等においてはたゞアイルによる遊牧法のみが行はれてゐたと考へることが出来る。即ち、ホリヤ *Хорья* 遊牧法を抛棄し得るやうになつた後の極めて小さい群團による遊牧法のことである。このことは、東蒙古人が氏族制度を忘れたことに全く照應する。しかし、ハルハ・ジルムに一個所「ホトン」について規定したところがあるのを注意しなければならぬ (1)。曰へ、*ene beye kümün... tusugar ger-tei öber xota-tai bolxula, xota-yin axa-yi nigé soyolan mori-ber bagalaya; noyan-du ni baga ügei* (1) の孤獨の者 (窃盜犯) が……他の家及び他の遊牧部落 (ホタ) において發見せられたときには、ホタの長老から成長した馬を收奪

する。犯人の領主のためには收奪せぬ。(ハルハ・ジルム、九頁) 普通共同で宿管し遊牧するアイル (これは互に餘り遠く離れてゐない) を蒙古人はホタ *Хота* と呼び、行政關係では一單位體をなしてゐたのである。思ふに、一月、二月、三月のユルトから成る小群や、互に餘り距たらないで散在するユルト部落群を意味するアイルも、全く同じ性質のものであつたのであらう (2)。

(1) 蒙古語、*xota* ~ *xolan* ~ *xoto* ~ *xoton* である。ツニシヤムツァノ及びア・トバルノフの「ハルハ・ジルム」、一一一頁には「ホトン」とあるが、ハルハ・ジルムの原文にも、寫本の該當目次にもこの言葉はない。

(2) 「オイラート法典」にあるアイルの語については前に述べたところを参照。なほ、アルタン・トアチ、六七、八五頁、ネイヤ・トイン、四八頁。

家族生活には古代の氏族生活様式の殘滓が澤山残つてゐた。父の家長權 (1)、甥と母方の小父との間の特殊關係 (2)、宣誓 (シハガ *Шига*) を極端に重要視すること (3) 等がこれである。昔通りに、花嫁に對しては嫁代が支拂はれてゐた (4)。なほ、氏族共同の防衛 (オイラート人) や相互援助を行ふ場合のあつたことをも注意しなければならぬ (5)。

(1) ハルハ・ジルムは、特に一條を設けて、「總じて父は息子の生命を自由にすることを得ぬ」*yerü eidge ni köbe-gün-iyen ami-i medekü ügei* といつてゐる (ハルハ・ジルム、八九頁)。

(2) 甥 (シタ〜ヤ *Шига-я*) は母方の小父 (ナガチュ *нагачу*) に過罪 (窃盜、負債) を犯しても、財産刑を課せられなかつた。ハルハ・ジルム、五二頁、「オイラート法典」、二〇頁。アルタン・トアチ、八〇頁、サナン・セチエン、一

七〇頁と對照せよ。

(3) ハルハ・シルム、「オイラート法典」。

(4) 「オイラート法典」、八—九頁、ハルハ・シルム、三四、七五—七六頁。娘を嫁にやるときには婚姻持參物が與へられた。婚姻の締結は全部兩親が行ふものであつた、ハルハ・シルム、七五—七六頁、「オイラート法典」、八—九頁、參照。

(5) 「オイラート法典」、八—九頁。

父は生前、息子(明らかに妻帯した息子である)にその財産(エムチーエンチ *önci-önci*)を分配し(1)、父の死後、息子達は遺産を均分する(2)。尤も、領主が檢認した遺言がある場合はこの限りでなく、争があるときには母(紛争を起してゐる息子達の生みの親たることを要する)が裁決する(3)。蒙古法典は末子(男)の特權について何等規定してゐない、しかし多くの蒙古部族には、末子にそのユルトを遺し寡婦はこれに委嘱する慣習が残つてゐたから、この時代にもこの慣習は保存されてゐたと考へることが出来る。謂はんや、「オイラート法典」が、「父は慣習に従つてその息子達に分前を與へる」と歌つてゐるにおいてをやである(4)。娘は、婚姻持參物の外には、寡婦と同様何もも得なかつた。

(1) 「オイラート法典」、七頁、ハルハ・シルム、五四—五五頁。息子が妻帯する迄は、全財産は父の掌中にあり、その父が婚姻締結の責任者であつた。ハルハ・シルム、七五—七六頁、「オイラート法典」、八—九頁。

(2) ハルハ・シルム、五四—五五頁。

(3) ハルハ・シルム、五五頁。

(4) 「オイラート法典」、七頁、*önci keb-iyer ig* がある。古い慣習が残つてゐたことを暗示してゐるのは、ネイヤ・トイン、八二頁である。曰く、*eige eke-yin önci boljan xubiyaxui-dür, odxan degün Erincin-dür yekengki inu xubiyaju üggügen-dür*…「父母がその財産を分配したとき、その大きな部分は末子のエリンチンに與へられた。」

不斷の戦争に満たされたこの時代の前半期においては、殊に一般的文化水準が低かつたので、復讐法が到る處で支配し(1)、親が死ぬると子供や動物を殺して一緒に埋葬する慣習がなくなつてゐなかつた。この共同埋葬の慣習が蒙古社會の全階級に行はれてゐたか、それとも、直接文獻に残つてゐる大侯の場合のみの慣習であつたかは明瞭でない(2)。

(1) サナン・セチエン、一四二、一四八、一五〇、一五二、一五六、一五八、一六六、一六八、一七〇、一七四頁、アルタン・トアチ、隨處。

(2) サナン・セチエン、二四八、二五〇頁。なほ、サナン・セチエン、二三四頁、チャールス・セル、「西藏、過去及び現在」、オックスフォード、一九二四年、三四—三五頁(第三代ダライ・ラマの傳記の抜萃)、參照。西藏の文獻は、蒙古の慣習によれば人が死んだ際にはその妻、召使及び家畜を焼き殺すこと述べてゐるが、これは誇大に過ぎると思ふ。蒙古人に寡婦を亡夫と一緒に埋葬する慣習あつたと述べてゐる文獻は、他に全く存在せぬ。むしろ反對に、各階級の者の寡婦が夫の死後生き残つて活動したといふ證據は非常に多い。西藏の文獻は妻のことでなく、婢のこゝを述べやうとしたものであらう。

ハガンとタイイジが封建戦争で最後の勝利を得たとき、蒙古社會の諸階級に混交が起つたとき、平和的産業の安全性を増加し外征を有効に組織し得る半獨立の諸汗國が形成され始めたとき、はじめて目につくほどの變動が起つた。蒙古に佛教が復興し、ツォンカワの創めた新しい黄帽派が弘布されたのも、右のやうなモメントに關係を持つてゐる。最初は、僧侶になることが封建制度の重壓を免れる道であつた(1)。しかし、佛教寺院は間もなく自ら大采領となつて來た。

(1) ハルハ・シルム、一六——二六頁、「オイラート法典」、三、五頁。

アルバツは領主に一身上隸屬してゐたが、この隸屬を基礎として、蒙古では一種の保護制度が出来上つた。或る采領の者が他の領主の領地で自己の家畜と共に生活しやうとし、しかも、逃亡者にはなりたくないときには、その領主又はそのアルバツの庇護、保護を求めねばならなかつた (*sub protectio, sub commenda*)。蒙古人はこのことをチュシキユ *tüsilikü* 「庇護、保護を求めぬ」と呼んだ(1)。庇護し保護する者はチュシギリユグチ *tüsigilügei* (2)、保護下に走つた者はハブチグル *xaboigür*、直譯すれば、「或者の掌中にある者」(3)と呼ばれた。

(1) ハルハ・シルム、五五・八四、一一〇、一一二頁、「オイラート法典」、一〇頁。サナン・セチエン、一六八頁、アルタン・トプチ、八八頁を對照せよ。

(2) ハルハ・シルム、五五頁。

(3) ハルハ・シルム、同處。

封建法は次の如く要求した(1)。曰く、「被保護者(ハブチグル)は保護下を去るに當つて持參した物を得、保護者(チュシギリユグチ)は被保護者が受けた物を得る。被保護者が到着した時と退去する時との間に、最初持つて來た家畜が増殖してをれば、その増殖した家畜は折半する。」(2)

(1) ハン・シヤム、五五頁。原文は *xaboigür kümün yaqu-tai iregsen bolxula, tegün-iyen abxu; tüsigilügei*

kümün yaqu öggügen bolxula, tegün-iyen abxu. jabsar-un üjigen jagür-un mal-iyen kiri-ber xubiyaxu.

(2) 「オイラート法典」、一〇頁、參照。(翻譯は、四五頁)。

他の多くの場合と同様、この規定中にも、財産を自己の領地から逸出させまいとする領主の意圖が現はれてゐる。

封建の鐵鎖が生活上の一切の現象をしめつけて、重く強く巧みに作り上げられてゐたので、平民のハラチュは領主やその側近の重壓をはね返へすことが出来なかつた。ともかく、我々の資料中このことに觸れたところは一つもない。たゞ、例へば、或るハン妃がその息子の死に際し一緒に埋葬するため百人の子供を殺ろし、皇子の死を悼ましめるため百頭の駱駝を殺ろして悲鳴を擧げさせることを命じた場合のやうな、例外的な事情の下では、民衆運動が起つた。蒙古の資料の

傳へるところによれば、この時には、「大ウルス（即ち、一切の民衆）に叛亂の兆があり」*Yolke ulus-a ebderel bolun jabduxuy-a* の野蠻な慣習は取り止めとなつた。タイイジの數人もこれには斷乎として反對した(1)。

(1) サナン・セチェン、二四八、二五〇頁。

領主に對する最も普通の且つ最も容易な反抗形式は逃亡、分離遊牧であつた(1)、しかし、勿論、領主も事物の状態をよく察知して逃亡者に對しては一切の方法をそつたから、これとて常に成功するとは限らなかつた(2)。

(1) サナン・セチェン、一五二頁、アキヤート年代記、ホズドネエフ、「エルテニイン・エリへ」、二六七頁（たゞ或種族が混亂したのみである）、「蒙古諸部族の國民文學の典型」、一八八—一九〇頁、参照。

(2) 「オイラート法典」及びハルハ・シルムは逃亡者の問題を非常に詳細に規定した數條項を持つてゐる。アキヤート年代記も、領侯の重壓を逃れた數群の平民が分離して遊牧した有様を明瞭に書き現はしてゐる。

第二款 領 侯 階 級

アルバツを領有する蒙古諸侯、即ち、ノヤンは、普通、その采領を世襲し、これをその息子達へ傳へた。蒙古諸侯は生前その息子達にこれを分配し、死後は遺産の大部分を長子へ與へた。古

代のやうに、父の本領を末子へ與へる慣習は既に元朝時代にはなくなつてゐた。ともかく、今觀察しつゝある時代には全くこれが見られない(1)。年長者の權利は絶對的のものであつた。アルタン・トブチの傳へるところによれば、オイラート人の捕虜となつてゐた長男が故郷へ歸つたとき前にも述べた末弟のユネ・ボラド王 *Üne-Bolad Ong* は次のやうに言明した。曰く、「あなたが、長兄のあなたが居なかつたので、私が習慣に反して領有しました。あなたは私の長兄にちがひありません、あなたが領有なさい。」彼はかう言つてその黒い旗を兄に渡した(2)。又、同じアルタン・トブチによれば、ダヤン・ハンの第三子で有名な戰士であつたバルス・ボラド・サイン・アラグ *Bars-Bolad-Sayin-Alag* は、ダヤン・ハンの子供の中最年長だつたトヨリュ・ボラド *Törü-Bolad* (3) の長男ボディ・アラグ *Bodi-Alag* の幼年時代に、ハガンの稱號を戴いてゐた(4)。ボディ・タイイジ *Bodi-taiji* が成年に達したとき、彼はこの伯父に向つて要求し、「あなたは習慣に反し私の幼年時代にハガンとなつてをられた。今は私に拜跪しなさい。もし拜跪しないなら、戦争を始めますよ」と言つた(5)。

(1) しかし、チンギス・ハンの一族には氏族制度の殘滓が深山残つてゐた。例へば、生母を除く亡父の寡婦と結婚する慣習がこれである。サナン・セチェン、二〇六、二〇八、二四八頁。多妻制は蒙古封建貴族の家族中に盛んであつた、

サナン・セチェン、一七四、一八二、二〇六、二〇八、二八六頁。興味あることは、これと同時に、諸侯が各種の命令を發し、タフナンが領主の長女、即ち、第一皇女（アバイーアバハイ *abai-abaxai*）以外の者を妻とすることを禁じたことである。ハルハ・シルム、二九—三一頁、参照。

(2) アルタン・トフチ、七五頁（原文はや、損はれてゐる）、北京版では、八四—八五頁。原文は、*axa-yügan cimai tigei-dü yosun tigei bi ejeleju bile, yosutu axa minu ci ejele geju xara tug-iyän ejeleju bei*。

(3) アルタン・トフチ、一〇七頁。サナン・セチェン、二〇六頁、参照。

(4) サナン・セチェン、一九二、一九六頁。

(5) アルタン・トフチ、一〇七頁。拜跪すること (*mürügükü*) はその主君へ忠誠を誓ふことを意味した。

若干の例外の場合には、主君、長老（アハ *axi*）、一番多くは父自身が、息子の采領を取り上げたり、又はこれを左遷して采領を小さくすることが出来た。次には、他の近縁の領侯とその主君が領主から采領を取り上げたり、皇子達に新しい采領を與へたりした場合もあつた(1)。

(1) サナン・セチェン、二〇四頁。皇子アチ *Aci* はその弟シラ *Sira* を殺した科により采領を取り上げられた。シラには子供がなかつたので、アスド *Asud* 及びイエンシエフエ *Yöngsiebü* のオトアの領主であつた父ウバサンチャ（又はウアシゲン *Uhaiqan*、サナン・セチェン、一八二頁、参照）、ナム・タイイシ *Uhasanca-cing-taiji* から相續された。この二人の兄弟の采領は、ハルス・ボラドの末子の皇子ボディダラ・オドハン・タイイシ *Bodilara-odhan-taiji* に與へられた。この皇子は當時なほ子供で、次のやうな歌を好んで歌つた。

Aoi Sira koyar aladutugai ni,

Aaud Yöngsiebü koyar degere bi sagugai

「アチをシラが殺ろし合つたので、」

私はアスドとイエンシエフエを治めるのだ。」

「采領を取り上げる、采領を奪ふ」といふ概念を現はすためには *talaxu* といふ動詞が用ひられた。これは「沒收」といふ概念を言ひ現はすために用ひられる（例へば、「オイラート法典」、一二頁、ハルハ・シルム、三一頁、参照）。ボズドネエフ、「エルテニイン・エリへ」、一七九頁、サナン・セチェン、二〇八頁を参照せよ。

皇子ニチンギス・ハン家の家長としての蒙古ハガンは、采領の最高分配者とせられたが、事實は、すべての采領が大侯達のものであつた。蒙古に數人のハンが現はれた時には、各汗國で同じやうな情景が見られた(1)。

(1) サナン・セチェン、二〇八頁、「ラドロフの歴史」、二二—二二二頁、参照。ボズドネエフ、「エルテニイン・エリへ」、九六頁を参照せよ。

蒙古の諸侯は、自己の家族員たる息子達に采領を分配して、自己の地位を強固にしやうと考へてゐた。従つて、到る處に、同一氏族、同一家の者が領地を持つてゐた(1)。しかし、采領の無限の分割制の中で、復興しつつあるタイイジ達はこれと正反對の主義を採らざるを得なくなつた。最初のうちは采領ニ領地の分割がハガンや皇子の地位を強固にしたが、後には、間もなく、この分割がハガンの権力や權威を弱くし、さらに他の「領主的」な諸ハンをも弱くし、終には、

與へるべき采領が何もなくなるやうな状態となつた。チンギス・ハンの一族は非常に多くなり、その全部がオトグやアイマグを采領とするわけにはゆかなくなつて來た(2)。十七世紀末には、蒙古世界の各地に全く小地主的なノヤンが現はれて來(3)、遂には、諸侯家の末子の如きは、アルバツらしいアルバツのある領地はもう得られなくなつて、一團の「家僕」や普通の遊牧財産(第一に、家畜)を得て満足するの外はなかつた(4)。そのため、チンギス・ハンの一族の大多數は、アルバツの上層階級にある者、即ち、タブナン、サイド等の状態と全く同じものとなつた(5)。蒙古社會には新しい階級混交が起つた。

(1) サナン・セチェン、一九二、一九四、一九六、一九八、二〇四、二〇六頁、参照。

(2) チンギス・ハンの系統には非常な注意を拂つてゐる一切の蒙古年代記は、十八世紀の末にダヤン・ハンの子孫が既に數百人となつたことを述べてゐる。これには、同じく領侯として支配してゐた、チンギスの弟のハチャルやメルケタイやオッチギンの子孫を加へればならぬ。その中の若干、例へば、ハチャルの子孫の如きは、大采領を領有し、ユネ・ホラフの子孫にはホヤチン Xorcin (「射手」、「弓術者」)の部族が屬してゐた。又、所によつては、昔のサイドの子孫が依然としてノヤンの地位にあり、「ノヤンと對等の者」noyad-un keb-üi boluğan が散見する(ハルハ・シラム、二頁)。

(3) ハルハ・シラム、一一五頁は、アルバツ百家族以下しか持つてゐないノヤンのことを述べてなり、「オイラート法典」にも小地主的な領侯トマガ・ノド бага noyod が見られる、四、八頁、参照。又、ネイヤ・トイン、六五頁をも参照。ハルハ・シラム(四頁)は、所有する大家畜が百頭以下で、しかもアルバツを持つてゐる貧乏なノヤンのことをも歌

つてゐる。曰く、kerber ügei-tei noyai boluḡad mal jaḡu see giicekile, alhaku-sca ni nigen jaḡun mal giicegeji bariya 「遣り繰りをしてゐるノヤンで家畜百頭を揃へることが出来なければ、アルバツより百頭の家畜を都合させる。」

(4) ハルハ・シラムはタイイジについてそんなことを述べてゐる。當時、タイイジには全く隸民を持たぬ者がゐた。「エルテニイン・エリヘ」、六頁には「小さいタイイジ及びタブナン」üükken kaiji tabunang といふものがある。ハルハ・シラムにも、所有家畜五十頭以下のタイイジやタブナンが現はれてゐる(ハルハ・シラム、四頁)。勿論、全部がかうであつたわけではない。

(5) 「オイラート法典」及びハルハ・シラムは、その條項中、タイイジとバガ・ノド(これは、サイドにもあり、特別な場合としてはタブナンにもあつた)を對等のものとしてゐる。「エルテニイン・エリヘ」、六頁をも参照。

昔のサイドを領侯の地位から引き降ろしたタイイジ達は、自らサイドと同様の地位に落ちてしまつた。この時以來、眞にノヤンと呼ばれるのは、アルバツを持つ領侯のみとなつて、彼等は既にタイイジとは呼ばれなくなつた。けれど、この稱號は、サイドの地位に落ちたチンギス・ハン家の一族といふ全く特殊の群を指稱するやうになつたからである。十七世紀末からは、ノヤン(これは封建領主である)もタイイジ(これは特權のあるサイドである)も全く君主階級のものではなくなつてしまつた。

これと共に、多くのノヤンに領侯は極めて小さな采領の領主となつてしまつた。例へば、十七世紀の三十年代に、オールドスの首長でバルス・ボラド(彼はオールドス最初のジノンであつた)家

の全オールドス諸侯やタイイジを率ひてゐたジノン¹¹ハガンのリンチン・セチェン Rinčin Tseen も、その直接の采領としては僅かに一オトグを持つてゐるに過ぎなかつた。當時の諸事變に参加し、自らも亦ジノンの家臣であり補佐役の一人でもあつたサナン・セチェンの傳へるところである(1)。最後に、全くアルバツを持たぬノヤンが現はれて來た。しかし、最初はタイイジと區別されてゐた(2)。

(1) サナン・セチェン、二八〇頁。

(2) ハルハ・ツルム、三五頁、*kinün-tügel noyad*「隸民を持たぬノヤン」と呼ばれてゐる。又、ネイヤ・トイン、四九頁。蒙古の年代紀¹²傳記のネイヤ・トインは、次のやうな興味ある挿話を傳へてゐる。南蒙古の或るタイイジの妻がネイヤ・トインを訪れ、彼と其の同僚を招待した。僧侶達が躊躇してゐると、このハトツン(貴族の妻)はかう言つた。「お前達は小侯(*öetiken taiji*)の妻と見て、私を冷遇するのいか。もしお前達を大侯達(*vanduz*)が招いたら、お前達は確かに直ぐ好んで出掛けるのにちがひない。しかし、大侯中には私より富んでゐる者もあるが、私と比べものにならない者もある。」(六五頁)

同じことはオイラート人においても見られる。彼等においても、諸侯(オイラート方言では、ノヨン *noyon*)家の一族の多くは、實質上、サイド達、例へばザイサン(オイラート方言ではジャイサンを *zaiasang* と言ふ)やタブナンと異るところのない小侯(バガ *baqa* 又はエチューケン・ノ *in öetiken noyod*)になつてゐる(1)。

(1) 「オイラート法典」、四、八頁、其他隨處、*チャ・パンヤタ*、一三、一五——一六頁。この場合、オイラートのノモン達が、ホシュート族のそれを除けば、その家系上、チンギス・ハン系の皇子であり、「サイド」であつたことを忘れてはならぬ。

中世期のヨーロッパで主君の家來としての諸侯の義務が參議と補佐 *consilium et auxilium* の形で表はされてゐたやうに、ハガンを含むその首長(アハ *aha*)の家臣としての蒙古諸侯の義務はアルバン *alban* といふ言葉で現はすことが出来る。しかし、前にも述べたやうに、諸侯のアルバンは平民のアルバンとは全く異つたものであつた。蒙古諸侯のアルバンも、實質上、參議と補佐であつた。諸侯は集會においてその主君を補佐し(即ち、一切の事件を決裁するため集會¹³チグ *el-gan* *oigulgan* に出席し)、總じて、司法と行政(ジャサグ *jasag*)に參與しなければならなかつた。他方、蒙古の諸侯はその主君のため軍務に服し、貢物を獻じ、主君の行ふ各種の企圖に協力せねばならなかつた。昔と同じやうに、拜跪(*mörgükü*)が臣事の表現法であつた(1)。

(1) アルタン・トブチ、一〇七頁。帝國時代の昔と同様に、主君の即位式には酒盃を奉持した。サナン・セチェン、一六二頁(*ayaga barixu*「盃を奉持する」とある)、參照。

第一項 參議の義務 *Consilium*

諸侯の集會又は議會(チグ *el-gan* / チュー *el-gan* / *oigulgan* / *el-gan*)を、一定の制度として存在

し正規に活動する機関と見ることは出来ない。これは、構成員の極めて不定な集會で、多種多様の場合にその主君を「自發的に」援助しやうと欲する者の議會であつた(1)。ハガンへの隷従が軟弱で、各領侯が地域的に相隔つてゐたため、集會は屢々地方を異にして行はれ、蒙古が多くの半獨立の汗國に分れて後は、地方集會が普通の現象となつた(2)。各個の比較的小さな領侯達が自己の家臣＝領主達の集會を常に開いてゐた(3)。しかし、かやうな集會は、さらに規模の大きな集會を設ける企圖を妨げるものではなく、各汗國の代表者、蒙古世界の各地方の、例へば、ハルハ人やオイラート人の代表者が、即ち、ハルハ諸侯やオイラート諸侯が參集した集會も知られてゐる(4)。

(1) アルタン・トブチ、五九、六一、六九頁、サナン・セチエン、一四四、一六〇頁。

(2) アルタン・トブチ、一〇二頁、サナン・セチエン、二四六、二七八、二八二頁、ハルハ・シルム、二—

三頁、「エルテニイン・エリヘ」、七、九、一二頁、ザヤ・パンヤタ、一七頁。「イワン・ウソフスキーの……派遣」、一九四頁を對照せよ。

(3) 例へば、ザヤ・パンヤタ、一七、一九頁、參照。

(4) 周知の如く、一六四〇年のかやうな集會で、所謂「蒙古オイラート法典」が編纂されたのである。普通、この集會はアムンガリアで開かれ、パトル・ホン・タイシが牛耳を握つたものとせられてゐる。しかるに、オイラートの年代記たるザヤ・パンヤタの傳記は、法典を編纂した蒙古やオイラートの諸侯の集會が、ハルハのサヤクツ・ハンの所で

開かれたと、明言してゐる(四頁)。このことを裏書きするものは、「オイラート法典」の原文自體で、これにはその編纂者について *Zasaqtu xan ekien... Döcin Dörbön xoyoriin noyod* 「サヤクツ・ハンを首領とする四十(即ち、蒙古)の諸侯と四(即ち、オイラート)の諸侯」と記されてゐるのである(二頁)。エルストゥンスキー、「オイラート法典」、一二二頁、參照。もう一つ、ハルハ諸侯(セホシユン)の大集會が開かれてゐるが、その時が何時であつたかは判らない。しかし、ハルハ・シルムはこのことを述べ、その決議録をさへ引用してゐる(ハルハ・シルム、四頁、ハルハ・シルム、九二、九三頁を對照せよ)。尤もこの集會が十七世紀に開かれたことは明らかである。ただし、一六三五年に設けられたウルのフトクト用の運輸賦役に關する條項を含んでゐるからである。他のハルハ集會については、「エルテニイン・エリヘ」、二二頁、イレドケル・シヤスチル、參照。

かやうな集會においては、戦争と平和の諸問題をはじめ一切の共同な事項が議決されたが、單に祭禮や娛樂のために諸侯が集合することもあつた。しかし、集會が最も多く取り上げたのは、數汗國及び大采領を含む廣大な地域の領主間の相互關係に關する組織の問題であつた。そして、かやうな集會の決議は屢々「法令集」又は「法典」の形に纏め上げられ、これは、この集會に形式の如何に拘らず代表者を出した全領侯が遵守すべきものとせられた(1)。勿論、かやうな集會で制定された法律は、明らかに封建色を帯びてゐて、蒙古諸侯は何よりも先づ自己の不可侵性を強固にしやうと努めてをり、今日に傳はる法典は領侯の不可侵性に關する各種の條項に滿されてゐる。

(1) ハルハ・シルム(三〇頁)の表現によれば、ene cngajun-*tu* orulcaqsan jasaq-*ud*「この法典に従ふ諸治者」である。サナン・セチエンは、一五八八年から一五九二年迄帝位にあつたチュメン・ツァサグ・トゥ・ハガン Timen-jasaq-shi-kagan が法典を制定したと言つてゐる(サナン・セチエン、二〇〇頁)。これは中期の、即ち、元朝以後の我々の資料中では、最も古い法典である。この法典は傳つてならず、この法典をその後の蒙古諸法典の編纂者が知つてゐたかどうかを判断する何等の材料も存在しない。時間的にはこの法典の後に出来たのが、一六四〇年の所謂「蒙古オイラート法典」である。それから「セホシエン」の法典が出来たが、これも傳はつてならず、最後に、ハルハ・シルム、即ち、一七〇九年の「ハルハ三ホシエン法典」が出来たのである。周知の如く、多くの學者はパラスの傳へるところにより所謂「古代オイラート法典」なるものを用意し、或者の如きは、パラスが「この古代法典の原本……もしくは……數枚の断片を持つてゐた」とさへ考へてゐる(リャザノフスキー、「蒙古法」、三六頁)。しかし、パラスは、蒙古語もオイラート方言も知らず、古代法典のことについては何等の説明も加へてならず、その史集 Samlingen (第一卷、一九二—一九三頁)に存在する短かい一節をいかなる資料から引用したかさへ述べてゐない。従つて、かやうな學説は怪しいものとせねばならず、パラスの報道は間違であるを考へることが出来る。

一例を挙げると、領侯自身にとつて、就中、大采領の領主たるハンや有力な諸侯等にとつて非常に必要であつた驛傳制の分野においてさへ、私法的現象と公法的現象の混同といふ形で封建制の原理が鮮やかに現はれてゐた。

蒙古オイラート法典もハルハ・シルムも殆んど同じやうな情景を畫き出してゐる。

一切の者は例外なしに、「三つの重要な用件」で旅行しつつある使者(エルチ eoi)に運輸利便と食糧を供給する義務あることが定められてゐた。ところで、この用件とは何であつたか? 敵(ダイスン dhyisun)の襲來、要人の病氣(イニクス・ユン・ダネゲ yekes-hin genage)、二人のノヤンの不和(エブデル elderei)である(1)。領侯も、ダルハンも、佛教僧侶もこの賦役は免せられなかつたが(2)、前にも述べたやうに、運輸利便の提供を怠つたとき、領侯とサイドは財産刑に處せられるだけであるのに、平民は全財産を沒收されるのである。これと共に、ハルハ・シルムは、他の用件による使者の旅行には自己の家畜(シユリュグ shigge)からは運輸利便を提供する義務が領侯にないことを歌つてゐる(3)。従つて、運輸賦役の重荷は一切アルバツにかかつてゐたのである(4)。自己より高位の諸侯が旅行するとき、運輸利便と食糧との提供に懈怠があると、領侯も重い財産刑に處せられた(5)。因みに言へば、ハルハ・シルムは使者||飛脚(ウラガ・シギユシ ulaga shigystu)については非常に詳細な規定を設けてゐるが、蒙古オイラート法典はこの問題については未發達の状態にある。

(1) ハルハ・シルム、四一頁。ハルハ・シルム、一七、三七頁、參照。「オイラート法典」、五頁には、surban yamatu ulai (三運輸)として、(一)行政及び宗教上の用件、(二)諸侯及び侯妃の病氣、(三)敵の襲來が、擧げられてゐる。

(2) ハルハ・シルム、四一—四二、三七、一七頁。

(3) ハルハ・シルム、三九頁。

(4) ダルハンとラマの多くは運輸賦税を免ぜられてゐたのである。ハルハ・シラムの特色として興味深いのは、この法典が、「隷屬」民を持つてゐる場合のみ、運輸賦税(「三用件のもの」を除く)を佛教僧侶に免じてゐる点である。ハルハ・シラム、一七頁。

(5) ハルハ・シラム、四、二六——二七頁。

ハガン其他の大侯達はその同族に家臣の集會のみでは満足出来なかつたと見えて、たとへ少しでも中央政府に似た機關をつくらうと努めた。昔のチンサン其他の高官、タイイシ等は元朝崩壞の直後いづれも封建領主に變化し、蒙古には政府らしいものが全くなかつた。ハガンが勝利した後、中央では政府機關らしいものを組織しやうとする企圖が見られる。蒙古史家の言葉によれば、十六世紀の後半に、チュメン・ハガン Tümen-kagan が五人の領侯から成る政府(ジャサグ *jasag*)をつくつてゐる。この五人の中、二人は左翼から三人は右翼から選ばれ、これに國務の一切が委ねられたのである(1)。

(1) サナン・セチエン、二〇〇頁。曰く、*eden-iyer jasag-i barigulju*「これらを以て政を掌らせて云々。」ジャサグといふ言葉は、今も昔も蒙古人では「政府」、「支配者」を意味する。オイラート人と北ハルハ人(「セホシユン」)はこの政府に代表者を出してゐなかつた。サナン・セチエンが述べてゐるハルハ侯ウイイジャン・ヌブハイ *ujiang Subukai* はハルハの民の「南方」群(「五オトケ」)に屬してゐた。ソヴェト聯邦科學院報告B輯、一九三〇年、二〇三頁、參照。ジャサグといふ言葉には、なほ一つ「刑罰」といふ意味がある。

蒙古が多くの半獨立の汗國や大侯領に分裂した後は、最高の君主たるハン又は大侯の側近に、各地方共、執政侯が現はれ、普通りにジャサグと呼ばれ、或は他の名稱で呼ばれてゐた(1)。

(1) サナン・セチエン、二六四頁。この蒙古史家も、未だ十七歳の少年でありながら、オルドスのシノンたる主君の「政府」に入つた。曰く、*erkin tuisimel-in jerge-dir orugulju, jasag törti-oi xatangaixan*「至尊の官位に進ましめて、政治を執らしめた。」なほ、サナン・セチエン、二五二、二六〇頁、「オイラート法典」、四頁 (*zasag barigsan dörbön tishimed*「國の執政者たる四人の高官」とある)、參照。

十七世紀の後半には、全蒙古諸侯が總じて二つの群に分れてゐた。その一は執政侯(ジャサグ・ウシ・ノヤン *jasag-un noyan*)(1)、即ち完全に支配權を持つ者であり、その二は支配權の制限された平領侯であつた。例へば、平領侯は、執政侯(ジャサグ)に無届で、罪ありとする自己の臣下を殺らすことを得ず、この法規に背くと重い財産刑に處せられるのであつた(2)。

(1) 彼等もジャサグ・バリアクサン *jasag barigsan*「統治者」と呼ばれた。ハルハ・シラム、三〇、三五、七三頁、參照。サナン・セチエン、二五二、二六〇頁と對照せよ。

(2) シモン・シネム、三五頁。曰く、*burugu-tu alhaku unügan jasag-tur sonusaxal-ügei alaxula, jasilig-aca dabgisan-u yosugur torgo*「罪を犯したアルバツとしてジャサグに届けることなく殺るせば、勅命に反したといふ科によつて罰せられぬ。」

勿論、ハンやシノン等の大侯もジャサグであつた。十六世紀の後半から、執政侯が支配する大

采領は遂にホシユン（ホシグン）*xoshiqun*（*xoshün*）と呼ばれるに至つた。我々の持つてゐる資料は主としてハルハのそれであるが、ホシユンはその大きさに制限があるわけではないけれども、相當廣大なもので、後世の蒙古のホシユンとは非常に異り、その中には普通數個の「新らしい」オトグやアイマグが入つてゐた。かやうな遊牧采領の領主（ホシグン・ヌ・エジエン *xoshiqun-n-ejen*）が、新ホシユンを構成する一乃至數個の舊オトグの領主の子孫たる執政侯（ジャサグ・ウン・ノヤン）であつた（1）。その家臣は平領侯（ノヤン）（2）とタイイジ（新らしい言葉の意味における者）、オイラート人においてはザイサン *zaijan* であつた。執政侯自身がこれと同時ににもつと大きな封建領主のハンやジノン等に隸屬することもあり得た。同一の汗國又は大侯國內で互に關係を結んでゐた領侯群は、いづれかの舊オトグを領有してゐた同一侯家の近親者から成つてゐた（3）。

（1）「エルテニン・エリヘ」、六頁、ハルハ・シルム、三〇、三五頁、イレドケル・シャスチル、隨處、ネイヤ・トイン、四九、五〇、六一、七七頁。

（2）同じことはオイラート人においても見られる。たゞ、この時代のオイラート人においてはジャサグといふ言葉が右のやうな意義に用ひられなかつたらしい。例へば、或るノヨン *noyon* がホシユン中功勞のあつた者に、馬を利用し食糧を得る權利を與へて、これをタルハンとした、とはオイラート年代記の傳へるところである。しかし、この恩賜は主

君たるハンの認可を要するものであつた。ザヤ・ヤンヤタ、二六頁、參照。

（3）即ち、「大家族」*ai-maq* である。後にこの名はすべてのアルバツにも用ひられるやうになつた。一侯家として利害を共通にしてゐたのである。「エルテニン・エリヘ」、一九頁、イレドケル・シャスチル、第四十四卷、二頁、又、ゲ・テ・サンジュエフ、「滿洲語及び蒙古語の比較」、ソヴェト聯邦科學院報、一九三〇年、六一六、六一八頁、參照。

司法、裁判の執行及び一切の行政は、當該事件に關係のあるアルバツがジャサグの全役人其他の代行者の經費を一切負擔するといふ仕組みになつてゐた（1）。その外、各種の罪過によりアルバツから取り立てた財産罰の一部は、罰せられた者（ガルガグ *garqag*）*garqag*（*garqin*）の領主のものとなり（2）、若干の罰金は全部ジャサグのものとなるか、又は一定地方のジャサグ全部が分配するかした（3）。多くの財産罰や罰金は、罰せられた者の領主 *noyan* の直接收入となつた。その代はり、各ノヤンは窃盜犯人其他の捜査逮捕に協力しなければならなかつた（4）。又、ノヤンはノヤン關係の事件では共同宣誓者として法廷に立つ義務があつた（5）。

（1）「オイラート法典」、隨處、ハルハ・シルム、隨處。オイラート人の司法については、「イワン・ウソコフスキーの……派遣」、一九四頁、參照。

（2）ハルハ・シルム、四一、五九頁、「オイラート法典」、一二頁。

（3）この點に氏族利度の殘滓が現はれてゐることを考へることが出来る。事實、ノヤンはすべて同族だつたのである。ハルハ・シルム、三〇頁、參照。

(4) ハルハ・ツルム、四三—四四、七一—七二頁。

(5) ハルハ・ツルム、五、二六、三五、七三頁。

領侯の不可侵性は、先づ次の點に存在した。即ち、ノヤン¹¹執政者を目的とする重罪の場合を除き、訴人と相手方が自己の臣下である場合には、彼は自らそのアルバツを審理し、裁判をしたのである(1)。次に、いかなる財産罰も罰金も、そのノヤンの許可なくしてはアルバツから徴收することを得ず、一切の徴收は彼が委託した者(エルチ)の面前で行はねばならなかつた。これに反する場合には、すべての財産罰が被告人の領主のものとなる(2)。自己の領主の許を逃げ出したアルバツ其他の者は、その領主へ連れ戻さねばならず、何人もこれを隠匿してはならぬ。加之、領侯を含む第三者はいづれも逃亡者の逮捕とその領主への引渡に協力する義務があつた(3)。

(1) ハルハ・ツルム、五三—五四、一七頁。

(2) ハルハ・ツルム、八三—八四頁、「オイラート法典」一二頁。Verü ken kümün yala bolhsu bü dohtul. elci abei noyan-du ni kügeji anju-ban abxu. mal-un ejen über-ün noyan-äce-ban elci abul-tigei sanagan-u orig-iyar yala-ban abubäsu, tere yala-äce jöb-tü-yin noyan-du garxu. tisi-med elci-yin ideci öggüged busu yala-yi xulagayici-yin noyan-du ögkü. mal-un ejen über-ün noyan-äce-ban elci-tei ucju, nöge noyan-u elci-tigei dobtuju abusu, tere yala-yi cöm-i abcu buruğu-tu-yin noyan-du ögkü. 「總じて、何人たるを問はず、財産罰を收受する者は、自ら徴收をし

てはならぬ。訴へられた者(罪人)のノヤンへエルチを連れて行き、相當の徴收をなすべきである。家畜の持主(被害者、訴人)が自己の領主よりエルチを得てこれを伴はず専断的に財産罰の徴收を行つたときには、この財産罰の中から訴人の領主の取得分を分ち、役人及びエルチの食糧を分ち、次いで、財産罰の残分を窃盗犯人の領主へ引渡す。自己の領主からエルチを得てこれを伴ふも、他の領侯のエルチの立會なくして徴收をしたときには、財産罰は全部取り上げ、これを訴へられた者(罪人)の領主へ引き渡す。」

(3) ハルハ・ツルム、四三—四五頁、「オイラート法典」二—三頁。

第二項 補佐の義務 Auxilium

蒙古諸侯は、その位階の如何に拘らず、何よりも先づ軍人であつた。ノヤンといふ稱號も故なきではない。軍人、國防擔當者、戦利品獲得者であるといふ點に、彼等の本領があり、彼等の特殊な地位の存在理由があつた。従つて、一切の蒙古諸侯は、その主君たるハガンに對する軍務を第一の義務としてゐた。一旦緩急の場合、召喚の命令一下、彼等はその領民、即ちその軍隊の隊長として、武装をして馳せ參じなければならなかつた(1)。しかし、封建的な隷屬性が薄弱であつたため、軍務の方面でも「參議義務」の方面と同様の現象が見られた。即ち、軍務は、義務的のものではなくて、自發的のものとなつてゐたのである。ハガン其他の大侯、例へばジノンの家臣、オイラート人ではタイイシとしての諸侯は、自分の氣が向くとき、自己が利益とするとき

又は他にどうしやうもないときにだけ、主君の馬前へ馳せ参じた。封建制は諸侯の不斷の轉身を、一陣營から他の陣營への轉身、共同動作の拒絶等々を甚しく促進した。しかし、同時に、時間的にも地域的にも限られてゐたけれども、主君側が強力なときにはかやうな現象が滅殺された(2)。

(1) 十三歳を以つて成年とせられた。前述、三九四頁、参照。

(2) 我々の資料のすべてがこのことを記してゐる。

有名なチュメド族のアルタン・ハンはその主君たる蒙古の「大」ハンに向つて、「この稱號(ハン)を拙者に與へ賜ふならば、拙者は御身の大帝國を守護致しまするでござらう！」と言つた(1)。「我がハガンに子孫がないとて、儂はハチャルの子孫ではないか？ 儂はあくまでやるぞ！」と、或る蒙古領侯は聲明し、その主君の殺害に對し復讐戦を行つた(2)。ところが、古い史詩はオイラートのノヤンを次の如く歌つてゐる(3)。

「美しい銀の兜を

鉄力を覆ふた美しい鎧、フヤクを、

美しい絹の胴着を

色あでやかな馬を

マンガトの子、サイン・セルデンは持つてゐる。

二千の健兒を率ひ、

二千の槍を大地に立て、

二千の馬を揃へた。

——「狩るべき獸やある、

戦ふべき敵やある？」

——かう言つて、切齒し、唾を呑んだ。

(1) サナン・セチェン、二〇〇頁。オイラートの領侯オゲデイ・オガトル Ogei-bagatur (又はダイイブ daiibu)

は主君のトゴン・ダイイシ Toghon taiishi のことを怒つてかう言つた。「儂は十三の歳から軍を率ひて戦つたのに、奴はかほどの功績を徳さしなかつた。」(アルタン・トブチ、八三頁、サナン・セチェン、一六六頁。)

(2) アルタン・トブチ、八三頁。

(3) ウバシ・ホン・ダイイシ、二〇三頁。

一人はオイラート人で一人は東蒙古人の、共に領侯の友達(アンダ anda)二人が、酒を飲みながら話し合つてゐる(1)。「もし四と四(2)が不和となつて戦を始めるとしたら——さういふ噂

があつたではないか——儂等二人の外に、誰が果し合ひ（イレギェル iregil）(3)に出やうぞ？と
 ころで、儂等がその時果し合ひをすることになつたら、お前は儂をどうする？」と、(蒙古人が)
 たづねた。すると、グイリンチ(4)が答へて、「儂は弓の名人ぢや！お前が鎧を着てをらうと、美
 事射貫いてやるわ。」

(1) サナン・セチェン、一五四頁。アルタン・トブチ、五八頁と對照せよ。

(2) 即ち、蒙古人とオイラト人のことである。

(3) 決闘(イレギェル)については、サナン・セチェン、一五四、一九四頁、アルタン・トブチ、五八——五九頁、參照。

(4) オイラト侯の名。

時としては、蒙古諸侯が普通持つてゐた掠奪者としての利己的な氣分の外被を貫いて、騎士精
 神が現はれたことを、蒙古年代紀の所傳によつて見る事が出来る。例へば、或るオイラトの
 領侯は、二三の人を引渡せといふ要求に答へて、強大なオイラトの君王バトル・ホン・タイイ
 シに、「同志を引渡した後、私は何を樂しみに生きてをられませう。」と言ひ放つてゐる(1)。

(1) ザヤ・パンヤタ、六頁。

蒙古諸侯は、軍人、何よりも先づ武將として綽名を持つてゐた。パルス・ボラド・サイン・アラ
 グ Bars-Bolad-Sayin-Alag とは「光輝あるパルス・ボラド」の意で、正しく言へば、人間ではなく

て敏捷な鳥の名であり、戦の時には自分の名と身分を名乗つた(1)。彼等の馬も平凡な名ではな
 くて、美しい名を持つてゐた(2)。蒙古封建制のこの詩的な英雄主義は、蒙古の史詩にも現はれ
 てゐる(3)。

(1) サナン・セチェン、一五四、一九二頁。サイドは自分の主君の名を擧げて名乗りを擧げた。サナン・セチェン、二
 五八、二七八、二八〇、二八二頁、參照。

(2) サナン・セチェン、一六二、一八二—一六、二五八頁、アルタン・トブチ、八五頁、ザヤ・パンヤタ、二二頁、ウ
 パシ・ホン・タイイツ、二二〇頁。

(3) チンギス・ハン家の蒙古武將の旗印は「黒旗」ハラ・トゥグ *har tuγ* であつた。アルタン・トブチ、七五頁、サ
 ナン・セチェン、二二〇頁、ウパシ・ホン・タイイツ、二〇五、二〇六、二〇九頁、參照。旗手(トゥグチ *tuγči*)はチン
 ギスの旗(これはその屯營と共にオルドス人の所に、従つて「右翼」の手の中であつた)を、ダヤン・ハンの「左翼」の
 陣營にあつて奮戦した皇子サイン・アラグ *Sain Alag* に、合戦の最中、次のやうに言つて引渡した。

xagan ejen-ü kara süide

xan ire-dir inn irebei

「ハガン=主君(チンギス)の黒旗はその君王の裔へ來ましたぞ。」(サナン・セチェン、一九二頁)

次に、この時代の前半期には、チンギス・ハン家の皇子達は、羽毛の髪飾(ヘルベルゲ *herbelge*)をつけるといふ古い
 習慣を保存してゐた。サナン・セチェン、一六二頁、アルタン・トブチ、六八頁、參照。プロシエ、「ラシッド・エ・ヤン」、第
 二卷、第一、三、四圖、對照。ところが、サイドもオタガ *otaga* と稱する髪飾の後部につけた長い羽毛を用ひてゐた。
 アルタン・トブチ、同上、プロシエ、同上、參照。

次に、諸侯はその主君を物質上でも援助し、苦難の時其他の場合には家畜、時としては其他の物を献じた。しかるに、我々は蒙古諸侯が家臣としてその主君に貢納したといふことをついぞ聞かない。思ふに、物質上の援助は「自由な」贈物の形となり、屢々象徴的な意味しか持たなかつたのであらう(1)。時として主君がその家臣から家畜や奴隷を奪ひ、これが強奪と見られたやうな場合も存在する(2)。

(1) アルタン・トアチ、五六、六二頁、「エルデニイン・エリヘ」、六頁、サヤ・パンヤタ、七、一四頁、サナン・セチエン、一四〇頁、モンゴル・チャガジャ、六頁、参照。

(2) サヤ・パンヤタ、一六一—一三〇頁。

贈物の返禮、總じて奉仕に對する恩賜といふ形で、主君はその家臣に領侯へ各種の稱號(チョラ cola)(1)や特權(ダルハ darxa)(2)を與へ、これに印璽(タマガ tamaga)を押捺した證書(ジグフ jigüxü)を添へ(3)、これによつて諸侯に武將を離さぬやうに努めた。かくして、チンギス・ハン家の者ではなくてしかもサイドの中に入つてゐる「領侯對等者」ノヤド・ウン・ケブ・チュ・ボルグサン noyal-un keb-tü bolugsan なる者が現はれて來たのである(4)。

(1) サナン・セチエン、一九四、二五二、二五八、二六四、二八〇、二八二頁。

(2) サナン・セチエン、一九四、二八二頁、アルタン・トアチ、一一〇、一一二頁。

(3) サナン・セチエン、一九四頁、ハルハ・ツルム、八九頁。印璽は特に神聖な意味のあるものとせられた、ボロル・トリ、第三卷、一六二頁、参照。

(4) 前述、三七三、四二〇頁、参照。又、ハルハ・ツルム、八九頁。

又、君主の子供がその兩親の家で屯營で養育されず、諸侯の家で養育された例が相當多い。この時代の前半期には殊にこれが瀕繁に行はれた。大侯達はその小供を次の二つの事由によつて他家に養はせたのである。(一)家臣と自己及び子孫との關係をこれで一層深いものとしやうと欲したこと、(二)君主の屯營はいつでも襲撃の危険に曝されてゐるので、子供をこれから遠い場所でも、しかも各地に分散させて育て、幼年時代に殺らさぬやうにしやうとしたこと、これである。封建君主としてのハガンやタイイジの地位が強固となるにつれ、この風習はたしかに衰微して來た。他方、領侯も強大な諸侯の子供を自分の家で養ふことを、忠實な家臣の一義務と心得てゐた。養親たる地位によつて、家臣が他の者よりも多くの特權を得たといふ場合も、屢々あつた(1)。

(1) サナン・セチエン、一六八、一七〇、一七六、一七八、一八六、一八八頁、アルタン・トアチ、八〇、八二、八六、九〇、一〇二—一〇三頁、参照。この古い習慣は蒙古の英雄詩中に非常によく現はれてゐる。

第三項 領侯としての佛教僧侶

チンギス・ハン家の勝利が確定し、蒙古が數個の汗國に分裂した十六世紀後半に、西藏から佛教

の新らしい一派が蒙古へ入つて来た。これはゾンカフが開基した所謂黃帽派で、蒙古の社會生活において大きな役割を演ずることゝなつた(1)。世界帝國時代に既に蒙古へ入つてゐた古い佛教は、全然消滅し去つたわけではなかつたが(2)、社會的意義を持たず、少くとも、古代から存在し來つたシャマニズムよりは振はなかつた(3)。

(1) サナン・セチエン、二二〇、二二二、二二四—二七八頁、参照。

(2) サナン・セチエン、二〇〇頁(前掲)、参照。通説に反する主張を展開する新著中舉ぐべきは、サ・イ・エ・ケルム—ケルジマイロ、*「西蒙古」*である(第二卷、四八六頁)。

(3) ネイザ・トイン、三七頁、参照。しかし、十六世紀の後半からは、かの佛教新宗派が興隆したのと同—の原因で、これも「復興」して來た。十六世紀及び十七世紀における舊蒙古佛教關係の材料は非常に少い。黃帽派が多くの事實を極力隠蔽し、時としては歪曲しさへしたからである。尤も、最近新らしく諸資料が発見されて、次第に事情が明らかになつて行きつつある。ベ・ウラジミルツォフ、*「ハルハのツオクト・タイイシの斷崖碑銘」*、参照。なほ、サナン・セチエン、二〇〇頁を参照。

新宗派は進出の第一歩から特殊の状態にあつた。各地で見られる佛教の古い傳統に従つて、新宗派の布教師達は先づ殆んど専ら蒙古社會の上層階級を、何よりも先づ蒙古の封建貴族を相手にして法を説いた。一方蒙古諸侯も當時は戦争や外征のみに専念し得る状態ではなかつた。封建戦争に勝つて大侯國が諸方に形成された後なので、或る程度生活の安定が出來上つてゐた。次に物

質上の生活の改善を促進したのは、支那との通商と南部地方、即ち、内蒙古への進出とであつた。この内蒙古については十九世紀の支那の文筆家魏源が次のやうに述べてゐる(1)。「内蒙古に通ずる道は通商に適し、草と水が潤澤である。」しかし、既に何人も古いシャマニズムや古い佛教に満足しなかつた(2)。しかるに、佛教の新宗派はさらに高度の文化と華麗な宗儀を齎らした。その布教師は同時に読み書きの師(バクシ *bagshi*) (3)でもあり、醫師(エムチ *emci*) (4)でもあり、卜占師(ジャヤガチ *jayagaci*) (5)でもあつて、古來のラマやシャマンが與へたものは全部與へることが出來たのみならず、多くの點においてはこれよりも卓越してゐた。一方では、彼等は文化的な風習を將來して流血の犠牲奉獻や野蠻な習慣に反對し、文字の發達に力を添へると共に、他方では、「奇蹟」を行ひ、古來の守神(オングド *ongud*)を鎮定し、前代未聞の祭祀や行列を見せ、あらゆる「加持祈禱」を行ひ(6)、ノヤンは前世の善行によつて君主に生れたのだと説いた(7)。

(1) パラザイ・カフアロフ、*「一八四七年及び一八九五年の蒙古旅行見聞記」*、五一頁、参照。

(2) ネイザ・トイン、五三頁、参照。

(3) 読み書きに通じた者は、中期の蒙古においても普通にバクシ *bagshi*「書記、教師」と呼ばれた。アルタン・トブチ、一〇三頁、サナン・セチエン、二二四、二二六頁、ザヤ・パンダタ、四一—四二頁、ウラヂミルツォフ、*「ツオク*

ト・タイイシの……碑銘」第二卷、二二五——二二六頁、ネイヤ・トイン、五三頁、參照。

(4) 周知の如く、シャマンは何よりも先づ魔術師＝治療師である。ネイヤ・トイン、三七頁、參照。

(5) 思ふに、中期の蒙古人はシャマンをト占師と言はなかつたらしい。領侯の側近に一定の地位を占めてゐたシャマンもあつたらうが、これにて同様である。サナン、セチェン、二一六、二五二、二五八、二六八頁、ザヤ・パンサタ、二一頁、參照。

(6) 或る蒙古領侯は、「特種力を得るための加持」(アビシグ *abhiṣikā*) がハカンや高官の日常の仕事であることへ言つてゐる。サナン・セチェン、二八〇頁、參照。

(7) 佛教の僧侶は、ノヤンを神性の者(テングリ *teŋgri*) で、天人の生れ代はりだと説いた。即ち、彼等はノヤンをテングリ(テンゲル)、ノヤン *teŋgri* (*teŋgri*) *noyan* 「天人ノヤン」と尊崇してインドの風習を持ち込んだのである。又一方では、前世で善行を積んだ人間が佛教の僧侶になり得るのだとも説いた。この「善人」達に深い關係が生じたのも當然である。

蒙古諸侯はこの新宗派に改宗し、その布教師を保護し始め、次いで、僧侶の使喚によつて、その領民に向つて、各種の免税や特權を種に寺院へ入ることを奨励した(僧侶は賦役等を免せられたのである)。間もなく蒙古には佛教の寺院が出来、蒙古人からラマや教主も現はれて來た。領侯たる貴族から僧侶になる者も多かつた。西藏の法王は稱號を賦與する役を受持つこととなり(1)、注目すべきことには、その地位が殆んど獨立の君主となつた者へはハンの稱號をさへ惜まなかつ

た(2)。

(1) サナン・セチェン、二三六、二五四、二六四、二七六頁。

(2) サナン・セチェン、二五二、二五四、二六四頁。

さて、蒙古の諸侯は佛教の教主や僧侶に對する好意を如何にして他の者よりも良く表現することが出来たのであらうか？ 勿論、自分が自由にし得る特權(ダルハ *darha*) や贈答品(エグリゲ *eglige*) の奉納によつたのである。領侯達は佛教の僧侶へ自己の主要な財産たる家畜や奴隸を贈呈し始めた。佛教の僧侶はその宗門を繼ぐ弟子や下僕(キョチ *khochi*) を必要としたから、かやうなことが簡單且つ容易に行はれたのであるし、一方から見ると、教主中の或る者は領侯たる貴族の出身でもあつたのである(1)。ところで、佛教の僧侶は受けた財産を傳へるべき子供を儲けることが出来ぬのではないか？ この問題に對しては、黃帽派の佛教は明確な返答をする。傑出した教主は全然消えてしまふのではない、彼の死は何ものをも意味しない、彼は轉生者(フビルガン *xubilgan*) であるから、直ぐに生れ代はつて世に出て來、財産や舊い權利は當然この新らしく生れ代はつた者へ移轉される、といふのである。加之、適法に組織された不變の體制たる寺院があつた、これは法人として死滅し得ぬものである。

(1) 各種の資料から澤山の例を引くことが出来る。特に多いのは、ザヤ・パンサタの傳記である、例へば、一六頁、

参照。二人のオイラート領侯はザヤ・パンヤタ(十七世紀の中葉の人)に四十人の子僧、平民四十家族、黒馬五十頭を献じ、同じオイラートの他の領侯は五十人の子僧に出家を命じ、その中三十人をザヤ・パンヤタに献じた、四頁。デルベト族の領侯は、出家したばかりの子僧十人、五千頭の家畜その他の品物を法王に献じた。もう一人のオイラート領侯も同じことをしてゐる(同上、七頁)。西藏へ巡禮する費用を得るため、彼は家畜全部を集め、一番大きいのは支那へ賣りにやり、六千頭の羊はザヤ・パンヤタに献じた。又、南蒙古の諸侯は戦争で捕虜にした支那人や朝鮮人の子供や若者を佛教の僧侶に献じ、その僧侶はこれを受けて僧侶とした、ネイヤ・トイン、六一頁。

蒙古諸侯はそのアルバツやボゴルを佛教の僧侶へ弟子(シャビ shabi)や下僕に贈り始めた。かやうに奉納が盛んとなつて來ると、ラマの弟子(シャビ)と下僕(1)には何等の差もないことが、明らかとなつて來た(2)。

(1) 弟子や下僕は場所と時との異なるに従つて、色々と呼ばれた。例へば、ハラ・キョテヨチ kara köčöci (ザヤ・パンヤタ、五頁)ともいはれてゐたし、職業に従つては、シユリ、ゲチン surigcin 「寺院の家畜の牧者」、ケイド・ユン・サキケルチン、サキケルチン keyidün sakigülcin ~ sakigcin 「寺院の守衛」(ハルハ・ツルム)となつてゐる。しかし、一番多く現はれるのは、一般的な名稱のシャビ・ナル shabi-nar 「弟子」、フツアラゲ・ウン・シャビ・ナル kuvaraq-un shabi-nar 「僧團の弟子」である。

(2) シャビも僧侶になることは出來たが、条件が全く異つてゐた。十七世紀からシャビといふ言葉は次のやうな二つの意味を持つやうになつた。(一)何人かの「弟子」、又は何れかの寺院の、即ち單なる佛僧の「弟子」、(二)寺院、教主、又は僧侶に隷屬する家來、家臣、これである。僧侶の在俗の家臣が最も多くかう呼ばれた。

シャビも下僕も佛教僧侶の真正の隸民(アルバツ)に轉化してしまつたが、彼等は今日に至る迄シャビといふ虚名で呼ばれてゐる(1)。

(1) ザヤ・パンヤタ、三二、三五頁、ハルハ・ツルム、二二頁。

フビルガンも寺院も、かくして、領侯の地位にあつた(1)。そして、その隸民は俗人の諸侯のそれと同様の制度の下に置かれてゐた。彼等もオトグやアイマグに分れ、役人を持つてゐた(2)。彼等は寺院又はフビルガンの會計機關(蒙古人では、サン sang(3)、オイラート人では、シャン shang(4)である)の管理するところであつた。封建君主達は教主やラマを喜んでその家臣又はその對等者として承認した(5)。この教權領侯は僧侶であつて軍人ではなかつたから、彼等君主達はこれについて何等懸念せず、殊に寺院が多數の領民を支配するやうになつてからは、教主達と同盟するのが有利であることをよく知つてゐた(6)。最後に、多くの者は進んで教主や寺院に赴いてシャビとなつた(7)。これは、かうしてその領主への隸屬を脱し、佛教寺院においては平民蒙古人としては全く異常な生活を送れるものと考へたからである。

(1) 「オイラート法典」、三頁。

(2) 同上。

(3) ハルハ・ツルム、六、八、九、一五、四二—四三頁。

(4) ザヤ・パンヤタ、二八頁及び隨處。會計事務を行ふ者はシャンジョドバ shangjodha と呼ばれた。これは西藏語から轉化した言葉である。彼等は執政者たる役割を演じた。なほ、ハルハ・シルム、二、四二——四三頁、參照。ア・エム・ボズドネエフはウルガのシャンジョドバの制度を滿洲政府の創建にかゝるものとしてゐるが(「蒙古及び蒙古人」、第一卷、五一九頁)、これは正確でない。滿洲人はたゞ既存のものを確認したに過ぎない。

(5) ハルハ・シルムは、この法典を編纂した集會の出席者を列擧し、シャンジョドバで佛教々主で領侯たるヤエブスン・ダムバ・フトクトを首位に据へてゐる(この人物については、後に述べる)。

(6) 佛教僧侶は領侯間の争では事情の如何によつて普通どちらかへ味方した。ところで興味深いことは、僧侶が自分達がかやうな封建領主の一味ではなく、人民の味方であるといふやうな思想を時々説いたことである。ヤエンガリヤのガルダン・ホシヨクト・ハンの勝利が確定したとき、ホシユート族の僧侶達は自己と自己の財産を助けるために、かう聲明した。Dörbön Oyircdyrin blama münii tula, mani jigaxu ügei, bidan-du cu ögligöyin ezen jigal-ügei nünii tula, keni gadana bayihacu jigal-ügei 「我々はテヨルメン・オイラート人のラマであるから、我々を(政治的集團に)分つべきではない。我々に喜捨する人が誰であらうとこまはぬやうに、我々は誰の所にあつても同じことである。」(ザヤ・パンヤタ、三一頁) 他方、十七世紀の中葉佛教法王となつたダライ・ラマは、蒙古及びオイラート人地方の佛教僧侶は租税を免ぜられ、諸侯の意思には左右されざるべきものだと言張し始めた。オイラート人の諸侯、サイド、全人民に與へたダライ・ラマの書簡、參照。ザヤ・パンヤタ、三四——三五頁所載。又僧侶や寺院は君主の子供を養育し始めた。これは昔はサイドの仕事であつた。

(7) 例へば、ネイヤ・トイン、三七、四六——四七頁、參照。

佛教々主の中で特別の地位を得たのは所謂ウルガのフトクトである(1)。先づ、初代のフビル

ガンは、廣大な領地を持ちハルハ諸侯中では最強の者の一人であつたツシエツ・ハンの子供として「生れ代はつた」人間である。高名強大な君主の子が佛教僧侶となつたといふ事だけでも、彼を他の追隨し得ぬ地位に置くに充分である。従つて、ウルガのフトクトは、ハルハの全寺院、教主其他の全ラマの首長ともいふべきものとなつた。次には、彼は非常に多くのシャビや直屬の僧侶を持つてゐたので(2)、ハルハ諸侯中最も有力なものとなつた。政治上の情勢から、即ち、強大な蒙古諸ハンを筆頭とする各方面からの外的壓迫や各種の内的な理由から、ハルハ諸侯、殊に東部の二汗國に屬する諸侯は、自己の同族たるフトクトを最高の君主||首領と見、殆んど全ハルハのハガンとも見るに至つた(3)。このことを裏書きするのは、就中、ハルハ諸侯がフトクトのために、自己の不可侵權中の諸權能を拋棄した事實である(4)。

(1) 公には彼はヤエブスン・ダンバ・フトクトといふ稱號を戴いてゐたが、民衆はこれを尊崇してエンテユル・ヤゲンと呼び、周知の如く、有名な西藏の史家ダラナトの生れ代はりであると言はれてゐた。

(2) 彼自ら、「シャビが非常に多い」と言つてゐる。「エルデニイン・エリヘ」、二八頁。

(3) ハルハ・シルム、三——一五頁、參照。

(4) 同上、隨處。

例へば、東部三ホシユン(二汗國)の諸侯集會では、フトクトの保護者權が認められた。これ

は、他の領地から逃亡した者を收容し保護する権利である(1)。

(1) ハルハ・シムム、四二—四三、七五頁。

ウルガのフトクトが得た其他の権利や特権は、彼をハルハのハン自身の地位よりも遙かに強力な又遙かに高い地位に押し上げた(1)。

(1) ハルハ・シムム、二—一五頁。なほ、十七世紀の後半關係の他の資料、イレドケル・シヤスナル、「エルテニイ
ン・エリ」を参照。

以上の如く、蒙古社會には佛教僧侶といふ新しい階級が発生した。これは、總じて、二つの群に分けられる。その一に屬するのは、フビルガン、僧院に住むとステップに在るを問はず大ラマ、僧院の長老ラマで、出身階級は必ずしもこれと定まつてはゐなかつたけれども、いづれも蒙古封建貴族階級は深い關係を持つてゐた。他の一群に屬するのは、平民出身の、アルバツ出の僧侶やシャビで、彼等は勿論平民階級に屬してゐたが、その長上を通じて「黒人たる人民」の大衆よりは諸侯に近い地位にあつた。

第三章 近代における蒙古社會組織(十七世紀末 乃至十八世紀初頭)

第一節 經濟の變遷

ほゞ十七世紀末十八世紀初頭から始まつた新時代においては、蒙古人の經濟生活に相當著しい變遷が見られる。實際、この新時代においても蒙古人の大多數にとつては舊態依然たる粗放牧畜と副業としての狩獵が主要産業たるに變はりはなかつたが、しかもなほ、蒙古遊牧民にとつては相當の變化が起つたのである。殊に農業に轉向した蒙古人の經濟においては變動が著しかつた。次には、蒙古人と文化民族——アジア及びヨーロッパの諸國との關係が著しく變化した。

十七世紀において既に、南蒙古人は新たに勃興した滿洲帝國(これは十七世紀の中頃全支那を併呑した)に征服されてゐた。十七世紀の末には南蒙古が滿洲人に歸屬し、次いで北蒙古人の大多數、即ちハルハ族がその臣民となつた。續いてオイラート人が漸次征服され、チュンガリヤ、西藏の山地、アラシャンに遊牧する者の全部が、十八世紀の中頃、或は「進んで」、或は征服によつ

て、滿洲皇帝の臣民となつた。オイラト人の多くの種族はこの際に全く滅亡してしまつた。他方、十八世紀の始へかけて、前バイカル地方及びザバイカル地方の蒙古人、ブリヤート人は、ロシアに歸屬した。十七世紀の前半期にウラルガ下流のステップへ遊牧移動したオイラト人、カルムイク人についても同じことが言へる。その大多数は十八世紀の後半期にチュンガリヤへ歸つたが、歸りつた者も直ぐに滿洲人の支配に歸してしまつた。十八世紀には、滿洲若くはロシア帝國の支配を受けぬ蒙古人は一人もゐなくなつた。

蒙古人が滿洲及びロシアの権力に服すると共に、支那及びロシアの、又はロシアの國旗の下に進む國の高利貸、商業資本が蒙古諸部族中へ進出した。

支那商人は昔のやうな國境市場では満足しなくなり、ステップや山岳の蒙古人の中へ入つて、原料や畜産物を買入れ、支那商品、次いでヨーロッパ商品を賣込んだ。商人と共に支那の高利貸、大小の銀行家、各種の投機屋が蒙古人の中へ侵入し、續いて、手工等の職人や農民が蒙古へ移住した。農民の移住が最も著しかつたのは南蒙古である。

南蒙古には殆んど専ら支那人のみが住む多數の都市が勃興し、北蒙古のハルハにも出現した。各地に佛教寺院が興り、時としてはその周圍に支那商人の相當大きな植民地が出來た。南蒙古へ

の支那の植民が殊に盛んとなつたのは十九世紀以後である。二十世紀には南蒙古といふ廣大な地方の全住民の僅かに三分の一が蒙古人であつた。

十九世紀の後半には、ロシアの商業資本、部分的には産業資本の、蒙古の滿洲「國境地帯」、主として、北蒙古、ハルハ、コロンバイル、コブド地區、さらには新疆省への進出が見られる。十九世紀の末と二十世紀には、日本及びヨーロッパの商工業界が南蒙古及び南東蒙古に關心を寄せはじめた。蒙古及び個有蒙古人は世界資本主義市場の勢力範圍内に入つた。

「ロシアの」蒙古人、即ち、ブリヤート人及びカルムイク人を見ても、殆んど同様の状態にあつた。ロシアの高利貸、商業資本、次いで産業資本は、支那資本の「滿洲領」蒙古への進出ほど著しくはなかつたにせよ、やはり彼等の中へ侵入した。ブリヤート人及びカルムイク人の中でも、ロシア人やウクライナ人其他の農民の大植民地が勃興した。十九世紀には、ブリヤート人もカルムイク人も、ロシアの都市、農村、コサック村其他の植民地の網の中に住む状態のとなつた。

滿洲人やロシア人の権力の直接的な行政制度が蒙古人の經濟生活へ及ぼした影響も忘れてはならぬ。

蒙古人を隷屬させたところの、滿洲及びロシアの國家権力の動きも、兩國家の差違や特殊性に

も拘らず、同じやうな性質を持つてゐた。滿洲政府もロシア政府も、一方では、遊牧民を軍事警察用に利用しやうとして、これを「原始的」状態に残して置き、その土地が移住農民に收奪されぬやうに努め、そのため、兩政府共に特別の法律法規を發布し、各種の方策を行つた。しかし、これと共に、他方では、滿洲及びロシア國家の公私の代表者達は、高利貸資本及び商業資本の直接的な利害に動かされて、これと正反對の政策を猛烈且つ徹底的に行つた。十八世紀及び十九世紀における、一方では滿洲人と蒙古人との、他方ではロシア人とブリヤート人、カルムイク人との關係は、いづれもこの互に對立する政策の拮抗の產物である。かやうな諸要因の影響を受けて、蒙古人の經濟生活は、滿洲帝國の國內においても、ロシア國家内においても、不可避的に變化せざるを得なかつた。

先づ、相當多數の蒙古人は遊牧的生活を捨て、定着農民の生活へ移つた。十八世紀、さらには十九世紀において、南蒙古の各地方、例へば、クク・ホト市、オルドス、ホリン族の采領等々において、又、前バイカルのブリヤート人及びザバイカリヤで、既に多數の蒙古人が定着農民となつてゐた。尤も、カルムイク人の農業村落は稀で、これが多くなつたのはやつと十九世紀に入つてからである。

勿論、農民となつた蒙古人も牧畜を止めはしなかつたが、これは昔の遊牧と全然その性質を異にするものであつた。

ところで、若干の地方、例へばブリヤート人の若干の地方では、農民たる蒙古人がなほ完全に定着生活へ移つてゐなかつたことに注意しなければならぬ。暖い季節中は堅固な冬の家屋から輕快な家へ移るといふ必要に基いた習慣が依然として残つてゐたからである。時としては、蒙古共通のフェルト製のユルトが昔のまゝに夏の住家となつてゐた。

蒙古及びブリヤート人の他の地方では、蒙古人は定着生活に移らず遊牧經濟を小規模の農業と結合し始めた。例へば、コブド地區及びハルハの各地及び南蒙古及びブリヤート人がこれである。若干の蒙古遊牧民は、乾草を少量貯蔵するだけである。かくして、十八世紀及び十九世紀の蒙古人においては、牧畜と農業とのあらゆる結合形態を見ることが出来るのである。

新らしい時代には以前に比べて手工業が發達したか否かといふ問題は、解決が非常に困難である。十八世紀、殊に十九世紀においては、例へば各種の武器の生産は衰微したけれども、その代はりには主として佛教宗儀關係の器具の生産が發達した。しかし、この時代には、手工業の職人の専門化は特殊の場合にのみ行はれ、普通、手工業は牧畜又は農業經濟の副業に過ぎず、頗る未

發達の状態にあつた。

蒙古人の生活上の新現象とするべきは、都市に居住する蒙古人が現はれたことである。總じてこれは寺院兵營の周圍其他の植民部落に住む者であり、その一部は、支那の、遙かに少数ではあるがロシアの、都市又は植民部落に、官吏、商人、金利生活者、都市不動産の所有者として永住するやうになり、他の者は雜役夫及び小家主であつた。蒙古における支那の都市及び植民部落には、各種の賣淫に従ふ蒙古女が溢れた。この女達は若干の場合「ステップ」との關係を失つてゐなかつた。

最後に、十九世紀にはロシア商人が營む羊毛洗滌やヴォルガ河及びカスピ海の漁場に蒙古人の季節労働者が現はれた。羊毛洗滌工は、既に古くから「自由なステップ」を離れてゐる市民といふわけではなく、又遊牧經濟との關係が全く斷たれてゐたわけでもなかつたが、漁場労働者の方はさうでなくて、これが主要な生活の方法とさへなつてゐた。

十八世紀からは、蒙古其他の蒙古人居住地方の各地で、主として支那商人及びロシア商人を顧客とする運送業が發達した。蒙古人の小商人（パンジャチ *Panjachi*）も現はれ、普通輕快な移動店舗（ホスヘ *hoshe*）を持つてをり、殆んど常に支那、ロシア、さらには西藏商人に従屬し、時に

は單なる販賣員（ビチネーチ *bitsei*）でさへあつた。

新らしい時代においては、蒙古人の狩獵が著しい變動を受けた。總じて、これは衰微したと言ひ得やう。先づ、時々ブリヤート人が娛樂のために行ひ、南蒙古人が滿洲皇帝の御獵に出たのを除けば、卷狩は全くなつてしまつた。十九世紀においては、卷狩は全く昔話となつてゐた。個人で行ふ狩獵も、今や到る處において純然たる不定期の單なる副業であつた。たゞ、世界市場の需要により、モルモン、トールダルバガンの狩獵のみは、この獸が住んでゐる地方の住民の大部分にとつて、多かれ少なかれ重要な産業であつた。

しかし、その代はり、この時代の狩獵では小銃が弓を全く驅逐した。尤も、二十世紀迄は、蒙古の狩獵者は多くの場合幼稚な火繩銃を以つて満足してゐた。

新らしい時代においても非常に多數の、むしろ大多數の蒙古人の生業であつた牧畜經營を見ても、次のやうな刷新が見られる。

牧畜は相變らず粗放的に行はれ、家畜は野生の飼料で養はれ、従つて時々の移動遊牧が必要であつたが、大多數の蒙古人の牧畜は以前の規模を失つてしまつた。到る處、家畜の數が減少し、大群をなした大規模の遊牧は稀な現象となつた。普通、狭めて狭い範圍で、各家族又は獨立の遊

牧部落(アイル)をなす二三家族の小團體が放牧するに過ぎない。これについては、全蒙古世界の一部分たるウオルガ河畔のオイラート^{II}カルムイク人が、今日に至るもなほホトン遊牧法を残してゐることに留意しなければならぬ。これは十乃至三十の大遊牧部落^{II}アイルから成る相當大規模な、殆んど何處でも同族の集團による遊牧法である。

この時代の、殊にその後半期の蒙古遊牧民においては、遊牧移動の際に移轉及び家財運搬の要具として廣く荷馬車が用ひられた。支那の二輪荷馬車が屢々南蒙古人に見られ、又東のハルハへさへも入つてゐた。ロシアの荷馬車(テレガ及びドロギ)は遊牧ブリヤート人及びカルムイク人に廣く用ひられた。これと共に、牛と馬が屢々駱駝に代はつて使役された。

この時代の遊牧經濟の状態については注目すべきは、滿洲政權もロシア政權も、蒙古人が區分されてゐる各種の集團、即ち、ホシユン、オトグ、「氏族」等々の各遊牧區域を嚴重に固定したことである。

遊牧地^{II}ヌトグの變更は今や不可能となつた。内訌戦争が無くなり、これに伴ふ一群の他群併呑といふことも亦無くなつた。各ホシユン、オトグ、ウルス、氏族等々は、滿洲領の蒙古でも、「ロシア」のブリヤート人やカルムイク人の地方でも、一定の地域で一定のヌトグに遊牧するこ

ととなり、その遊牧地の變更は全く不可能となつたのである。蒙古でもウオルガ河畔でも、一定のヌトグに遊牧する者は、たつた一つの變動だけが彼等を待つてゐたことを知らなければならなかつた。即ち、常に異民族分子が彼等の生れ故郷の遊牧地へ侵入して來て、そのまゝ居据つてしまつたのである。非常に稀な場合を除けば、移動遊牧^{II}移住は昔話となつてしまつた。

第二節 政治^{II}社會狀態の變遷

蒙古諸部族の、正確に言へば蒙古封建結合體の大部分を征服した滿洲人は、大體において、彼等の社會組織を破壊しなかつた。むしろ正反對に、封建的集團の統一事業には經驗に富んだ滿洲帝室は、蒙古人の僧俗諸侯を基礎として蒙古人を統治しやうと目論んだ。従つて、滿洲人は支配階級を再組織するために多くの方策を講じ、封建制度を官僚化するために多くの強制を加へたが、諸侯とその家臣との關係には殆んど全く手をつけなかつた。「滿洲人の」蒙古では、平民蒙古人(アラド)は全部普通に各階級のノヤンに隸屬し、すべてそのアルバツであつた。従つて、蒙古の遊牧封建制は大體において滿洲人のために何等の變動も受けなかつたのである。

既に十七世紀の頃から、滿洲諸帝は、蒙古諸侯の或者はこれを懐柔し、或者は實力で征服して、

チンギス・ハンが創建した蒙古人の王朝たる元朝の大ハンの事業の承継者を以つて自ら任じてゐた。嘗つて蒙古の封建君主、ハン、ジノン、タイイジ、領侯たる佛教々主達が、蒙古大ハガンの最高主権を承認し又は承認せざるを得なかつたやうに、今や彼等は滿洲皇帝を自己の封建君主（エジュン）とせざるを得なくなつた。滿洲皇帝は支那人にとつては支配者＝皇帝であつたが、彼等蒙古諸侯にとつてはこれと異り、チンギス家直系の大ハンから権利を承継した封建君主であつた。

この思想を萬人に判るやうに象徴化するため、元朝のハガンの印璽が最後の蒙古大ハンたるレグダンの息子から滿洲皇帝へ傳へられたといふ傳説が作り上げられた。滿洲皇帝はチンギスの王位の眞の承継者、「慶運を保有する尊嚴なる國王＝ハガン」*sitiu bogi'a ejen xasan* とせられた。

滿洲諸帝は自己及びその征服した支那を蒙古遊牧民に侵害されぬやうにしやうとしたばかりでなく、蒙古諸侯の首領となりこれを家臣＝領侯とすることによつて蒙古人を自己の主権の下に置かうとしたが、この願望は遂に完全に實現したのである。蒙古諸侯は被征服者（奴隸——キタド *kitad*——支那人の意）として滿洲皇帝に仕へるのではなくて、嘗つて自己の大ハンに仕へたと同じやうな氣で仕へるべきものであつた。蒙古大ハンに代はる滿洲皇帝で、蒙古大ハンと滿洲皇帝

は血縁と相續權の移讓により結ばれ、滿洲皇帝が上位にあつただけである。事實、蒙古大ハンが遂にチャハルのみのハンとなり終つた頃に、滿洲皇帝はハガンの碧玉印璽を手に入れ、永い間蒙古諸侯がその喪失を嘆いてゐた、元朝の首府、大都＝北京の王座に登つたのであつた。滿洲皇帝に反抗する者は異民族の征服者に反抗するのではなくて、萬民のために、就中蒙古人のために碧玉の印璽を固く掌中に握ることを決意した自己正系の主君に反抗する者であるとせられた。

十七世紀及び十八世紀初頭における滿洲帝室の蒙古人に對する態度を觀察し、滿洲人の政策が當時の蒙古社會の支配階級にいかなる印象を與へたかを見ると、滿洲人が手段を選ばずいかに巧妙且つ執拗に右に述べた主義の實現に努めたかが判つて来る。滿洲皇帝は皇女を強制して蒙古諸侯に入嫁させることを意とせず、事態の必要とあらば武力を用ふることを厭はなかつた。

封建蒙古における事物の情勢は、滿洲人にとつて非常に有利であつた。前に何度も述べたやうに、蒙古封建制には二つの相拮抗する傾向があつた。この矛盾を分析するに當つては、蒙古の封建制が停滯的原始的な遊牧經濟を營んでゐたこと、しかもこの自然經濟たるや國外市場に依存し、文化諸地方に對する交易若くは軍事＝掠奪關係に依存してゐたことを忘れてはならぬ。

蒙古封建制に内在する矛盾した傾向は次のことに歸する。即ち、一方では、采領の細分を大々

的に、しかも次第に盛んに行つて、中央政權を全く骨抜きにしやうとする傾向があると共に、他方では、この同じ封建制の内に強大なハンの權力を中心にして采領を集結しやうとする努力が見られたのである。

領侯の息子全部に采領を分配する慣習を持ち、牧場其他の土地が廣大で粗放な遊牧經濟が行はれてゐた蒙古人の封建制は、采領の細分を促進し、すべての領侯の權力を脆弱にした。しかるに、それと共に、一領侯又は一侯家の手中に外國市場への鍵や文化地方征略の機會が集中されてゐることは、一君主を中心とする采領の集結を容易にした。相當の犠牲を拂つても（その主要なるものは主君への奉仕である）自己の生活をもつと安泰にしやうとする小侯達の努力は、すべてこの方向へ集中されたのである。

かやうな諸過程は前にも述べたやうに各時代の蒙古人に見られたが、これが特に目立つて來たのは十七世紀であり、このことについては既に述べた。それについて強調すべきは、ハルハ族、即ちハルハの諸侯がウルガのフトクトを中心に集結しやうと努め、チャハルのレグダン・ハンが大ハンの權威を復興しやうとし、オイラートのガルダン・ボショクトが東蒙古人を征服し、オイラート人の一部をも服屬せしめたやうに、これをも服屬させようとしたことである。ところが、これら

の企圖は成功しなかつた。けだし、その實現に着手した者は、經濟的にも又社會關係においても確實な援護勢力を持たず、外國市場への通路と富裕な文化地方征略の路とを掌中に確保する力と餘裕を持つてゐなかつたからである。

滿洲人、即ち滿洲の支配的封建領侯は、十七世紀の初頭において正にかやうな有利な地位にあつた。彼等は強力な援護勢力を持ち、文化地方を領有し、支那との戰爭に勝つて今やこれを併呑せんとし、全中央アジアと中華帝國との通商を左右することが出來た。蒙古諸侯は寧ろ彼等を好しとし、第二のチンギスたらんとするチャハルのハンよりも滿洲皇帝を選んだ。レグダンはチンギスの稱號を戴いただけであるが、滿洲皇帝は部分的にもテムチンの偉業を實現して、支那を征服し、他の地方や諸國を攻略した。蒙古諸侯はより富裕で強大な者に、より容易に彼等を昔と同じ旗の下に統一し得る者に身を寄せた。しかも、滿洲人は人種的に蒙古人に近く、その上層階級は蒙古語を話し、數時代は蒙古の文語を用ひたことを忘れてはならぬ。蒙古の諸侯と滿洲の諸侯とは互に特に近い關係にあつた。相互の結婚は間もなく兩封建社會の代表者を一層接近させた。その外、當時蒙古の上層階級が西藏佛教の熱烈な信者であつたところへ、滿洲皇室はこの佛教を取り入れたばかりでなく、その最高の保護者となつてゐた。そればかりではない、滿洲皇帝

は人民大衆の眼には佛教寺院の首長でこそなけれ佛の化身と見えてゐたのである。領侯たる佛教僧侶、多數の僧院及びラマは、滿洲皇帝を彼等の信教の興隆と彼等の福祉の増進との源泉と見て、勿論これに身を寄せた。

十七世紀に蒙古諸侯の侯領を次から次へと征略して行つた滿洲人は、能ふかぎり到着處で一様な制度を創建しやうと努めた。普通、彼等は既成の侯領、侯地又は汗國を破壊することなく、たゞかやうな采領の内外に確乎たる境界を設けただけである。以前の大侯領や汗國はアイマグ *ayimaq* の名を得、一定の領主たる采領は今やホシユン（ホシグン \vee ホシユ \vee *xoshigun* \vee *xoshu*）と呼ばれるに至つた。基本的な封建單位たる、遊牧采領が即ちホシユンで、その首長が舊諸侯の子孫たる領主（エジエン）、領侯、蒙古ノヤンであつた（本章未完）。

参考文献

一、蒙古語の主要資料目録

- Alsan tobci アルタン・トブチ（金の物語）
 Батур-Томень バトル・トゥメン
 Биография Зай Пандиты (Zaya-pandita) ザヤ・バンヂタ傳
 Биография Нейджи-тойи (Neiji-toyin) ネイヂ・トイン傳
 Bilig'i Чингиса Чинギス格言集
 Bodhicaryavatara Бодисчарьяватара
 Bolor toli ボル・トゥリ
 Бурятские законы и постановления Бурятского законодательства
 Бурятские хроники Бурятского летописания
 Gabaug Siagarab ガバン・シヤラブ
 Gomborjab Гомборжаб
 Законы трех калхаских хошунов 1790 г. (Xalka jirum) 一七九〇年ハルハ三ホシユン法典
 (Халхан-Ширэм)
 “История Радлова” (Уеке шага туји) 「ラドロフの歴史」(イェケ・シヤラ・トゥージ)

Тедкел shastir インドケル・シヤスチル
 Монгольские надписи 蒙古諸碑銘
 Монголо-ойратские законы 1640 г. 一六四〇年蒙古オイラート法典
 Монгольское Уложение Палаты Внешних сношений Маньчжурской Империи 清朝理藩院則例
 Новое Монгольское Уложение автономной Монголии 1914 г. 一九一四年自治蒙古の新蒙古
 法典

Subshahitataranidhi メブハースヒタラトナーニドヒ
 Санан-Сепен (Sanang-Secen) サナン・セチエン
 Уаши-хун-тайджи (Uvashi-xung-taijiin tiji) ウビシ・フン・タイイジ
 Хошунные постановления (dürim), записки и протколы Хошунの法令(デュリム)、覺書
 及び議事録
 “Эрдэнийн Эрихэ” 「エルデニイン・エリヘ」
 Юань-чао-би-ши 元朝秘史
 Юань-ши 元史

二、ロシア語以外の参考資料及び文献目録

Abel-Rémusat. Nouveaux Mélanges asiatiques, II, Paris, 1829 アンル・レミサザ、アジア新
 隨筆、二卷、パリ、一八二九年

Observations sur l'ouvrage de M. Schmidt, intitulé Histoire des Mongols orientaux,
 JAt. VIII, 1831; t. IX, 1832. 同氏、シットハイト氏著「東蒙古人史」評、アミア雜誌、
 第八卷、一八三二年、第九卷、一八三二年

Aboul Ghāzi. Histoire des Mongols et des Tatars, publiée, traduite et annotée par le Baron
 Desmaisons, t. II, traduction, St. Pétersb., 1874. アンブール・ガージー、蒙古人及びタタル
 人史、ドメーゾン男爵の出版翻譯註解、二卷、ペテルズブルグ、一八七四年

Beddeley, J.F. Russia, Mongolia, China, Being some Record of the Relations between them
 from the beginning of the XVIIth Century to the Death of Tsar Alexei Mikhailovich
 A.D. 1692—1676. Rendered mainly in the form of Narratives dictated or written by the
 Envoys sent by the Russian Tsars, or their Voevodas in Siberia to the Kalmuk and
 Mongol Khans and Princes; and to the Emperors of China with introductions Historical
 and Geographical, also a series of Maps showing the progress of Geographical Knowledge
 in regard to Northern Asia during the XVIth, XVIIth and early XVIIIth Centuries.
 The Texts taken more especially from Manuscripts in the Moscow Foreign Office Archives,
 1919, 2 vol., London. シ・エフ・ベドレー、ロシア、蒙古、支那。十七世紀の初頭より
 アレクセイ・ミハイロウチ帝の死に至る迄(一六〇二—一六七六年)の三者の關係に
 關する若干の記録。主としてロシア皇帝又はシベリア總督がカルムイク及び蒙古の諸ハ
 ン及び諸侯並に支那皇帝へ遣はしたる使臣の談話の形式による。歴史及び地理に關する

序論並に十六、十七世紀及び十八世紀初頭の北部アジアに関する地理上の知識を示す一聯の地圖を附す。本文は特にモスクワ外務省書庫所蔵の原稿より採用、一九一九年、二卷、ロンドン。

Barthold, W. Turkestan..... Second Edition translated from the original Russian and revised by the author, with the assistance of H.A.R. Gibb 1928, "Gibb Memorial Series". フリョ・バルトルド、トゥルクスタン……第二版、著者による露語原文よりの翻譯及び修補、エッチ・エ・アル・ギブ共編、一九二八年、「ギブ記念叢書」

—— "Gingiz-Khan" в Enziklopaed. des Islams, I. 同氏、ヂンギス・ハン、回教百科辭典、第一卷。

Bazin, M. Le Siècle de Youén, JA, Mai-Juin, 1852. エム・バザン、元の時代、アジア雜誌、五月—六月、一八五二年

Bell, Charles. Tibet, Past and Present, Oxford, 1924. チャールス・ベル、西藏、過去及び現在、オックスフォード、一九二四年

Bergmann, Nomadische Streifereien unter den Kalmuken, Bd. I-IV, Riga, 1804-1805. ベルグマン、カラムック人地方放浪記、第一—四卷、リガ、一八〇四—一八〇五年

Blochet, E. Introduction à l'histoire des Mongols, Leyden-London, 1910. ウ・ブロケット、蒙古人史序説、ライデン—ロンドン、一九一〇年

—— Djami el-Tévarikh, par Raahid-ed-Din, t. II (Gibb Memorial), vol. XVIII, 2,

1911. 同氏、ラシッド・エ・ヂンの年代紀彙集、二卷（ギブ記念叢書）、第十八卷、二、一九一一年

Bretschneider, E. Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources, I-II, London, 1888. E.

ブレットシュナイダー、東亞中世研究、一—二卷、ロンドン、一八八八年

Brosset, M. Deux historiens arméniens Kiracos de Gantzac, XIII s., Oukhtanès d'Ourha, X s., St. Pétersb, 1870. エム・ブrosset、アルメニアの二史家、十三世紀のガンツァクのキラコスと十世紀のウルクタネス、ベラルズング、一八七〇年

Browne, E.G. A Literary History of Persia, III, Persian Literature under Tartar Dominion, Cambridge, 1920. イ・ジ・ブラウン、ペルシア文學史、第三部、タタル治下のペルシア文學、ケンブリッジ、一九二〇年

Charignon, A.J.H. Le livre de Marco Polo, t. II. Pékin, 1926. ア・ジ・アッシュャリニオン、マルコ・ポーロの書、二卷、北京、一九二六年

Chavannes, E. Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole, T'oung Pao, 1904, 1905, 1908. ウ・シャヴァンヌ、蒙古時代の支那尙書の題言及び作品、トゥン・パオ、一九〇四、一九〇五、一九〇八年

Courant, M. L'Asie Centrale aux XVII et XVIII siècles, Empire Kalmouk ou Empire Mantchou, Lyon-Paris, 1912. エム・クーラン、十七世紀及び十八世紀の中央アジア、カラムック帝國又は滿洲帝國、リオン—パリ、一九一二年

- Dufremery, M.G. Histoire des Khans Mongols du Turkistan et de la Transoxiane, extraite du Habib-essier de Khondemir, traduite du persan et accompagnée de notes, JA, IV. s., XIX. エト・シ・ゴフ・レムリ、ホンデミルのハビブ・エシエルより抜萃せるトゥルキスタン及びトランソクシアニアの蒙古諸カン史、ヘルシ、語よりの翻譯及び註解、アジア雜誌、第十九卷、第四號
- Delamarre, M. Histoire de la Dynastie des Ming, composée par l'Empereur Khian-Loung, traduite du Chinois, Paris, 1865. エト・シ・ラヤン、乾隆帝編明朝史、支那語よりの翻譯、パリ、一八六五年
- Du Halde. Descriptions géograph., histor.....de l'Empire Chinois et de la Tartarie chinoise, La Haye, 1736, vol. IV. シ・ト・ポンド、支那帝國及び支那領蒙古の地理的歴史的解説、パーネ、一七三六年、四卷
- Dalaurier, E. Les Mongols d'après les historiens arméniens, JA. V s., t. XI, 1858. ヲ・ニ・ト・ロリヤ、アハメニア史家の見たる蒙古人、アジア雜誌、第十一卷、第五號、一八五八年
- Fischer, J.E. Recherches historiques sur les principales nations établies en Sibirie....., traduite du russe par Stollenwerck, Paris. シ・ウ・フ・イ・シヤ、シベリアに創建せられたる主要諸國の歴史研究、ストレンウエルクによるロシア語よりの翻譯、パリ
- Fustel de Coulanges. Histoire des institutions politiques de l'ancienne France, I, Paris, 1877. フステル・ド・クラング、古代フランス政治制度史、第一卷、パリ、一八七七年

Georgi, J.G. Beschreibung aller Nationen des Russ. Reichs.....St. Petersb., 1776-1778. ヨ・ト・ゴ・グ・ゾルギー、ロシア帝國内民族總覽、ペタルブルグ、一七七六——一七七八年（第二版、ペタルブルグ、一七八二年、第三版、ライプツヒ、一七七三年、フランス語譯、一七七六年）

—— Bemerkungen einer Reise im Russischen Reich im Jahre 1772, St. Petersb., 1775. 同氏、一七七二年ロシア帝國旅行記、ペタルブルグ、一七七五年

Gmelin, J.G. Reise durch Sibirien von dem Jahre 1733 bis 1743, Göttingen, 1751-1752. ヨ・ト・ゲ・メリン、一七三三年乃至一七四三年のシベリヤ紀行、ゲッティンゲン、一七五一年——一七五二年

Grousset, R. L'histoire de l'Extrême Orient, II. エン・グンセ、極東史、二卷
 Haenisch, E. Untersuchungen über das Jüan-ch'ao pi-shi die geheime Geschichte der Mongolen, Abhandlungen der philolog.-histor. Klasse d. Sächsischen Acad. d. Wiss., No IV. 1931. エ・ハ・ニ・シヤ、元朝祕史研究、ザクセン科學院言語學歴史學部論文集、第四號、一九三一年

Howorth, H. History of the Mongols, Part I, London, 1876 (Part IV., Supplement and Indices, 1927). エッチ・ホソース、蒙古人史、第一部、ロンドン、一八七六年（補遺及び索引、一九二七年）

Huang-T'sing K'ai-Kuo-Fung Lüeh. Die Gründung des Mandchurischen Kaiserreiches, übersetzt

- und erklärt von Hauer E., Berlin und Leipzig, 1926. 皇清開國方略、エ・ハウエル譯註、
ヘルリン及びライプツヒヒ、一九二六年
- Huc, M. Souvenirs d'un voyage dans la Tartarie et le Thibet pendant les années 1844, 1845,
1846, t. I, Paris, 1857. エド・エバン、一八四四、一八四五、一八四六年の蒙古西藏旅行
記、パリ、一八五七年
- Huth, G. Die Inschriften von Teaghan Baisin, Leipzig, 1894. ゲ・フート、ツァガン・バイシ
ン碑銘、ライプツヒヒ、一八九四年
- Geschichte des Buddhismus in der Mongolei, Strassbourg, 1896 II. 同氏、蒙古佛
教史、ストラスブルク、一八九六年、二卷
- Klaproth, J. Description de la Chine sous le règne de la dynastie Mongole, traduite du persan,
de Rachid-Eddin et accompagnée de notes, JA, t. XI, 1833. ショ・トラブロート、蒙古
王朝治下における支那、ラシッド・エチン著、ヘルシ、語よりの翻譯及び註解、アジア雜
誌、第十一卷、一八三三年
- Kotwicz, W. Quelques données nouvelles sur les relations entre les Mongols et les Ouigours,
Roznik Orientalisty czny II, 1925. ウ・コトウヰツ、蒙古人と回紇人の關係に関する新
資料、ロツニク・オリエンタリスチツニー、二卷、一九二五年
- Krause, F.E.A. Cingis-Han, die Geschichte seines Lebens nach den chinesischen Reichsanalen,
Heidelberg, 1922. フォン・エ・ア・クラウゼ、チンギス・ハン、支那國制年代紀によるその

傳記、ハイデルベルヒ、一九二二年

- Die Epoche der Mongolen. Mitteilungen des Seminars für Orient. Spr.,
XXVI—XXVII, 1924. 同氏、蒙古人の時代、東洋語學校誌、第二十六——二十七卷、
一九二四年
- Lamb, H. Genghis-Khan, The Emperor of All Men, London, 1928. エ・チ・ラム、萬人の王
者チンギス・ハン、ロンドン、一九二八年
- Ligeti, L. Les noms mongols de Wen-Tsong des Yuan, T'oung Pao, XXVII, 1930. フン・
リゲテ、元の文宗の蒙古名考、トゥン・パオ、第二十七卷、一九三〇年
- Luchaire, A. Manuel des institutions françaises, Paris, 1892. ア・リュシエール、フランス諸
制度便覽、パリ、一八九二年
- Manuel des institutions françaises, période des Capétiens directs, Paris, 1902.
同氏、カペー直系王朝時代のフランス諸制度便覽、パリ、一九〇二年
- M. de Mailla, Histoire Générale de la Chine ou Annales de cet empire, trad. du Tong-Kien-
kang-Mou, Paris, 1779, vol IX, X, XI. ヴ・ド・メイラ、支那通史、(續資治)通鑑綱目の
翻譯、パリ、一七七九年、第九、十、十一卷
- Mannerheim, C.G.E. A visit to the Sarö and Shera Jögurs. Journ. de la Soc. Finno-Ougr.,
XXVII, 1911. ショ・シ・イ・マンナハイム、サレ及びシェラ・シェグル人地方の旅行、フィンノ
ウグリック協會誌、第二十七號、一九一一年

- Maspéro, H. *Chine et Asie Centrale*, p. 66, "Histoire et historiens depuis cinquante ans", II, Paris, 1928. フンチン、ハムンロ、支那及び中央アジア、論集「五十年來の歴史及び歴史家」パリ、一九二八年
- Mostaert, A. *A propos de quelques portraits d'empereurs mongols*, *Asia Major*, vol. IV, 1927. ア・モスター、蒙古諸帝肖像考、エシヤ・メジャー誌、第四卷、一九二七年
- d'Ohsson. *Histoire des Mongols depuis Tchingis-khan jusqu'à Timour Beg ou Tamerlan*. La Haye et Amsterdam 1834-1835. ユーソン、チンギス・ハンよりチムール・ハン迄又はタメルランに至る蒙古人の歴史、ハーグ及びアムステルダム、一八三四—一八三五年（第二版は四卷となつて増補多く、第一卷は一八二四年に出版。第三版は第二版の増刷である）
- van Oost J. *Notes sur le T'oumet, Chang-hai*, 1922, *Variétés sinologiques*, No 53. シ・ウ・ン・オオスト、チムド族考、上海、支那學雜誌、第五十二號
- Palladius *Parchimandrie*, *Deux traversées de la Mongolie 1847-1859* (préface de M.P. Boyer), *Bull. de géographie historique et descriptive*, 1884. パラヂウス僧正、一八四七年乃至一八五九年の兩度に亙る蒙古横斷記（ハ・ポアイエ氏序）、歴史的記述地理學報、一八八四年
- Pallas, P.S. *Reise durch verschiedene Provinzen des Russischen Reichs*, 1771-1776. ヨ・エス・ヰラヌ、ロシア帝國各地方旅行記、一七七七—一七七七年（第二版は、一八〇一年）

- Sammlungen historischer Nachrichten über Mongol. *Völkerschaften*, Bl. 2, St. Petersburg, 1776-1801. 同氏、蒙古民族の史實集（「集史」）、二卷、ペテルブルグ、一七六六—一八〇一年
- Parker, E.H. *Mongolia after the Tenguizides and before the Manchus*, *Journ. of the N. China Branch of the R. Asiat. Soc.*, vol. XLIV. 1913. イ・エッチ・パーカー、チンギス王朝後滿洲王朝前の蒙古、ロシア亞細亞協會北支那支部誌、第四十四卷、一九一三年
- Pautrier, M.G. *De l'alphabet de Passe-Pa*, JA. 1862. マ・シ・ポーシエ、パスマン（八思巴）製作の文字考、フシヤ雜誌、一八六二年
- Le livre de Marco Polo*, Paris, 1865. 同氏、マルコポーロの書、パリ、一八六五年
- Pelliot, P. *Le titre mongol du Yuan-tch'ao pi che*. *T'oung Pao*, 1913. ショ・ンリョ、元朝祕史の表題、トアン・ンオ、一九一三年
- Chrétiens d'Asie Centrale et d'Extrême-Orient*, *T'oung Pao*, 1914. 同氏、中央アジア及び極東のキリスト教徒、トアン・ンオ、一九一四年
- A propos des Comans*, JA, Avril-Juin, 1920. 同氏、コマン考、アジア雜誌、四月—六月、一九二〇年
- Les Mongols et la Papauté*, *Revue de l'Orient Chrétien*, t. III, No 1-2; t. IV, No 3-4, 1924. 同氏、蒙古人と法王廳、キリスト教の極東誌、第三卷、第一—二號、

第四卷、第三——四號、一九二四年

- Les mots à h initial aujourd'hui amuie dans le mongol des XIII et XIV siècles, JA, Avril-Juin, 1925. 同氏、十三世紀及び十四世紀における蒙古語中今日氣息音のニを語頭に置く數語考、アシア雜誌、四月——六月、一九二五年
- L'Edition collective des œuvres de Wang Kono-wei, T'oung Pao, 1928-1929. 同氏、王國維全集の出版、トアン・ンオ、一九二八——一九二九年
- Sur Yam ou Jan, relais postal, T'oung Pao, 1930. 同氏、驛傳制ヤム又はジャム考、トアン・ンオ、一九三〇年
- Les kökö däbtär etc. T'oung Pao, 1930. 同氏、キョキョ・テブタル等、トアン・ンオ、一九三〇年
- Un passage altéré dans le texte mongol ancien de l'Histoire Secrète des Mongols, T'oung Pao, 1930. 同氏、元朝祕史の蒙古文原文中變化せる一節、トアン・ンオ、一九三〇年
- Sur la légende d'Uzuz-khan en écriture ouigoure. T'oung Pao, 1930, No 4-5, vol. XXVII. 同氏、ウイグル文のウグズ・ンンの傳記について、トアン・ンオ、一九三〇年、第四——五號、第二十七卷
- Note sur Karakorum, JA, Avril-Juin 1925. 同氏、カラコルム考、アシア雜誌、四月——六月、一八二五年

- Le voyage de M.M. Gabet et Huc à Lhasa. T'oung Pao, 1925. 同氏、ガベ及びユンタ氏のラサ紀行、トアン・ンオ、一九二五年
- Notes sur le "Turkestan" de M.W. Barthold, T'oung Pao, 1930, vol. XXVIII. 同氏、ウ・バルトルド氏著「トルケスタン」評、トアン・ンオ、一九三〇年、第二十七卷
- Perry-Ayscough, H.G.C. and Otter-Barry. With the Russians in Mongolia, London, 1914. ペリ・エスカフ及びオター・ベリ、ロシア人と共に蒙古に在りて、ロンドン、一九一四年
- Poppe, N. Zum khalkha-mongolischen Heldenepos, Asia Major, vol. V. 1928. エヌ・ポペン、ハルハ蒙古人の英雄史詩について、エシマ・メジャー、第五卷、一九二八年
- Quatremère, E. Histoire des Mongols de la Perse par Rachid-Eddin, Collection orientale, t. I, Paris, 1836. ウ・カトルメール、ラシッド・エディンによるヘルシヤの蒙古人史、東洋學彙集、第一卷、ブリ、一八三六年
- Ramstedt, G.J. Mongholic, Beiträge zur Kenntniss der Monghol-Sprache in Afghanistan, Journ. de la Soc. Finno-Ougr., XXIII. 4. ゲ・ヨット・ラムステット、モンゴリカ、アフガニスタンにおける蒙古語の知識へ寄せて、フィン・ウグリック協會誌、第二十三卷、第四號
- Riasanovsky, V.A. Customary law of the Mongol tribes (Mongols, Buriats, Kalmucks), part I-III, Harbin, 1929. ヴェ・ア・リヤザノフスキー、蒙古諸部族(蒙古人、ブリヤート人、カルムック人)の慣習法、第一——三部、ハルビン、一九二九年

Rockhill, W.W. The Journey of William of Rubruck, London, 1900. ダブリュ・ダブリュ・ロックヒル、ウイリアム・オヴ・ルブルクの旅行、ロンドン、一九〇〇年
 Salemann, C. Manichaica, V. IAN, 1913. ツェザーレマン、マニカイカ、ソヴェト聯邦科學院誌、第五卷、一九一三年

Schmidt, I.J. Geschichte der Ost-Mongolen und ihres Fürstenhauses, verfasst von Sannang Seetseu, Chungfoidschi der Ordus, St. Petersburg. 1829. イョット・シユミット、オルドスのフンタイシたるサナン・セチェンの著東蒙古人及びその侯家の歴史、ペテルブルグ、一八二九年

Voyages chez les peuples Kalmouks et les Tartares, Berne, 1792. カルムック人及びタタル人地方旅行記、シムヌ、一七九二年（匿名氏著）

Yule, H. The Book of Ser Marco Polo, third ed., revised by H. Cordier, London, 1903. エッチュール、セル・マルコ・ポーロの書、エッチュール改訂版、第三版、ロンドン、一九〇三年

三、ロシア語の参考資料及び文献目録

Абуль-Гази-Бохаур-хан. Родословная туркмен, перев. А. Туманского, Асхабад, 1897. アブル・ガヂ・ボハドゥル・ハン、トルクメン系譜、アトマンスキ譯、アスハバド、一八九七年

Амур-Ганан, А.М., Мударешкин сын, Л., 1925. アムム・アムル・サナン、ムドゥレンシユキン（息子）、レニングラード、一九二五年（他の版もある）。

Аристов, Н.А. Заметки об этническом составе тюркских племен и народностей, Живая Старина, 1896, вып. III. и IV. Емю・フ・プリストフ、トルコ部族及び民族の人種構成考、シフーヤ・スタリナー誌、一八九六年、第三及び四分冊

Вамбаев, В.В. Отчет о командировке в Монголию летом 1926 г. Материалы МОНК, вып. 4, Л., 1929. ヴ・ヴ・バムバエフ、一九二六年夏蒙古調査報告、蒙古及びトフツ共和国並にブリヤート蒙古自治社会主義ソヴェト共和国研究委員会資料、第四分冊、レニングラード、一九二九年

Банзаров Дорджи. Об Ойратах и Уйгурах, Черная вера и др. статьи, изд. под редакцией Г.Н. Потанина, СПб., 1891. バンザロフ・ドルヂ、オイラート人及びウイグル人考、黒色の信仰其他の論文集、グ・エヌ・ボターニン監修版、ペテルブルグ、一八九一年

Баранов, А. Словарь монгольских терминов (А-Н), Материалы по Маньчжурии и Монголии, вып. XI, Харбин, 1907; (O-Φ), вып. XXXVI, Харбин, 1911. ア・バラノフ、蒙古語辭典（A乃至H）、滿洲及び蒙古資料、第九分冊、ハルビン、一九〇七年、（O乃至Φ）、第三十六分冊、ハルビン、一九一一年

Бартольд, В.В. К вопросу о происхождении кайтаков, Этногр. обзор, кн. 84—85, 1910. ヴ・ヴ・バルトリド、カイトク族起原問題考、人種學評論、第八十四—八十五號、一

九一〇年

— К вопросу об уйгурской литературе и ее влиянии на монголов, Кивван Старина, кн. 70-71, г. XVIII, 1909, вып. II, III. 同氏、ウイグル文學とその蒙古人への影響問題考、シフーヤ・スタリナー誌、第七十一—七十一號、第十八卷、一九〇九年、第二、三分冊

— Туркестан в эпоху монгольского нашествия, г. II, СПб., 1900. 同氏、蒙古入寇時代のトランスケスタン、第二卷、ハラルズブルグ、一九〇〇年

— Образование империи Чингиз-хана, Зап. ВОРАО, г. X, 1896. 同氏、チンギス・ホン帝國の構成、ロシア考古學協會東洋部誌、第十卷、一八九六年

— Очерк истории Семиречья. Памятная книжка Семиреченск. обл. Стат. ком., II, Верный, 1898. 同氏、セミレンチイ史概説、統計委員會セミレンチンヌク支部記念パンフレット、二卷、ツルヌイ、一八九八年

— Церемонии при дворе узбецких ханов в XVII в., Зап. РГО по отд. этногр., XXXIV. 同氏、十七世紀におけるウズベク諸ハン宮廷の儀式、ロシア地理學協會人種學部誌、第三十四卷

— Уагъ-бек и его время, Зап. Росс. Академии Наук, ист.-фил. отд., г. XIII, No 5, 1918. 同氏、ウズン・ベクとその時代、ロシア科學院歴史言語學部誌、第十二卷、第五號、一九一八年

— Рецензия на Blochet, E. Introduction a l'histoire des Mongols, Мир Ислама, г. I, СПб., 1912. 同氏、ウ・ブロンニ著、蒙古人史序説の新刊批評、イسلام世界誌、第一卷、ハラルズブルグ、一九一二年

— История культурной жизни Туркестана, изд. Академии Наук СССР, 1927. 同氏、トランスケスタンの文化生活史、ソヴェト聯邦科學院版、一九二七年

— Чингиз-хан, статья в Энциклопедическом словаре Брокгауза и Ферона. 同氏、チンギス・ホン、ブロックハウス及びエフロン百科辭典中の論文

— Рецензия на "Чингис-хана" Б.Д. Владимирова, журн. Восток, кн. 5, I, 1925. 同氏、ベ・ヤ・ウラヂミルソフ著「チンギス・ホン」の新刊批評、東洋誌、第五號、レニングラード、一九二五年

— Рецензия на труд А'Оссона, Histoire des Mongols..... в журн. Восток (кн. 5), изд. Всемирная литература, М.-Л., 1925. 同氏、ブーソン著、「蒙古人史」の新刊批評、東洋誌(第五號)、世界文學社、モスクワ——レニングラード、一九二五年

— И.Н. Берзин как историк, ЗКВ, 1. 1925; ЗКВ, 2. 1927. 同氏、歴史家としてのインレンシン、ソヴェト聯邦科學院アジア博物館所屬東洋學者團誌、一、一九二五年、同誌、二、一九二七年

— Связь общественного быта с хозяйственным укладом у турок и монголов, Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., г. XXXIV, вып. 3-4, 1929. 同

氏、トルコ人及び蒙古人における社會生活と經濟組織との關係、カザン大學考古學歴史學人種學協會報、第三十四卷、第三—四號、一九二九年

—— К вопросу о погребальных обрядах турок и монголов, ЗВО, т. XXV, 1921.

同氏、トルコ人及び蒙古人の埋葬儀禮問題考、東洋學協會誌、第二十五卷、一九二二年

Ваторский, М. Опыт военно-статистического очерка Монголии, СПб., 1884, Сб. геогр.,

топогр. и стат. материалов по Азии, изд. Военно-учен. ком. Главн. Штаба, вып. 37.

エム・ハントンスキー、蒙古の軍事統計的研究、ハテルブルグ、一八八四年、アジアの地

理學風土學及び統計學資料集、參謀本部軍事教育委員會版、第三十七分冊

Венинген, А. П. Несколько данных о современной Монголии, СПб. 1912. А. В. Ю. Ю. Ю.

ンゼン、現代蒙古關係資料、ハテルブルグ、一九二二年

Вентковский, И. В. Жилища и пища калмыков Большедербетского улуса, Сб. стат.

сведений о Ставропольской губ., 1868, вып. 1. И. У. Т. Н. Т. Ю. Ф. С. К. И., Д. Д. Л. В.

ト・ウラヌのカラム、シタ人の住宅と食物、スタフロボリ縣調査論文集、一八六八年、第

一分冊

Березин, И. Н. Ханские ярлики, т. I, Казань, 1850. И. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю. Ю.

一卷、カザン、一八五〇年

—— Сборник летописей. История Монголов, сочинение Рашида-Эддина. Введение: о

Турецких и Монгольских племенах. Труды ВОРАО, ч. V, 1858 (перевод), 1861 (пер-

сладский текст). 同氏、年代紀彙集、蒙古人史、ラシッド・エヂン著、序論、トルコ及び蒙古諸部族について、ロシア考古學協會東洋部著作集、第五部、一八五八年(翻譯)、一八六一年(ハルシヤ語原文)

—— Рашид-Эдин, История Чингиз-Хана до восшествия его на престол, Труды ВОРАО, ч. XIII, 1868. 同氏、ラシッド・エヂン、即位迄のチンギス・ハン傳、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十三部、一八六八年

—— Рашид-Эдин, История Чингиз-Хана от восшествия его на престол до кончины, Труды ВОРАО, ч. XV, 1888. 同氏、ラシッド・エヂン、即位より崩御迄のチンギス・ハン傳、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十五部、一八八八年

—— Очерк внутреннего устройства улуса Джучиева. Труды ВОРАО, ч. VIII, СПб., 1863. 同氏、チチ・ウラヌの内部構成概説、ロシア考古學協會東洋部著作集、第八部、ハテルブルグ、一八六三年

Вичурин, Иакинф. Записки о Монголии, т. 1-2, СПб., 1828 (немецкий перевод С. Ф. von d. Богъ, Berlin, 1832). И. Ф. Кинф. Вичурин、蒙古誌、第一、二卷、ハテルブルグ、一八二八年(チ・エフ・フォン・ボム・ボルグのドイツ語譯、ハルリン、一八三二年)

—— Описание Чжунгарии и Восточного Туркестана в древнем и нынешнем состоянии пер. с китайского, ч. 2, СПб., 1829. 同氏、チンガリヤ及び東トルケスタンの古代及び現在の狀態、支那語よりの翻譯、第二部、ハテルブルグ、一八二九年

—— Историческое обозрение Ойратов или Калмыков о XV столетии до настоящего времени СПб., 1834. То же в Журн. Мин. вн. дел. 1833, VIII, No 5. 同氏、十五世紀より今日に至るオイラート人及びカラムック人の史的概観、ペテルブルグ、一八三四年。内務省誌、一八三三年、第八卷、第五號所載のもの

Богданов, М.Н. Эпоха Загата-аба, Очерки истории Бурят-Монгольского народа (под редакцией Н.Н. Козьмина). Верхнеудинск, 1926. エム・エヌ・ボグダノフ、ゼグタ・アバの時代、ブリヤート蒙古民族史概説(エヌ・エヌ・コジミン監修)、ウエルフネウヂンスク、一九二六年

—— Бурятский народ в изображении путешественников XVII в., там же. 同氏、十八世紀の旅行家の見たるブリヤート族、同上

Боголепов, М.И. и Соболев, М.И., проф. Очерки русско-монгольской торговли, экспедиция в Монголию 1910 г., Труды Томск. общ. изуч. Сибири, т. I, Томск, 1911. エム・イ・ボゴレポフ及びエム・エヌ・ソボリョフ教授、一九一〇年ロシア蒙古貿易及び蒙古探險、トムスク西比利亞研究協會著作集、第一卷、トムスク、一九一一年

Болобан, А.П. Монголия в ее современном торговом-экономическом отношении. Отчет агента Министерства торговли и промышленности за 1912-13 гг., Пгр., 1914. ア・ピ・ボロバン、蒙古現時の商業—經濟關係、一九一二—一三年商工省調査員報告、ペトログラード、一九一四年

Бусее, Ф. Список слов бытового значения некоторых кочевых народов Восточной Сибири, СПб., 1880. エフ・ブッセ、東シベリア若干游牧民族の日用語彙集、ペテルブルグ、一八八〇年

Бюлер, Ф. Кочующие и оседло живущие в Астраханской губ. инородцы, Отч. Зап., СПб., 1846, т. XI, VII, XI, VIII, XLVIX. エフ・ユーレン、アストラхан縣の游牧及び定着民族、祖國誌、ペテルブルグ、一八四六年、第四十七、四十八、四十九卷

Вамбоццренев, И. Аба-хайдак, облага у хоринских бурят, Изв. Вост.-сиб. отг. РГО, 1890, т. XXI, No 2. イ・ワムボツレンノフ、アバ・ハイダク、ホリ・ブリヤート人の卷狩、ロシア地理學協會東シベリア部報、一八九〇年、第二十一卷、第二號

Васильев, В.П. История и древности восточной части Средней Азии (Чао-Хун). Полное описание Монголо-Татар (перевод “Мен-да-бай-гу”), Труды ВОРАО, ч. IV, СПб., 1857. ヴァ・ハ・ワシリエフ、中央アジアの古代史(趙珠)、蒙韃備録の翻譯、ロシア考古學協會東洋部著作集、第四部、ペテルブルグ、一八五七年

Вельяминов-Зернов, В.В. Словарь акагатайско-турецкий, СПб., 1868. ヴェ・ウエ・ウエリヤミノフ・ベルノフ、チャガタイートルコ語辭典、ペテルブルグ、一八六八年

—— Исследования о Каспийских царях и царицах, Труды ВОРАО, ч. X, СПб., 1864. 同氏、カシモフ諸帝及び皇子の研究、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十部、ペテルブルグ、一八六四年

- Веселовский, Н.И. Посольство к зюнггарскому Хун-тайджи Цзани Рабтану капитана от артиллерии Ивана Унковского и путевой журнал его на 1722-1724, документы, изд. с предисл. и примеч., Зап. РГО по отд. этногр., т. X, вып. 2, СПб., 1887. Э.М.И. Ухтеевский, Чунгария фон-тайши, Шван-лаптанへの砲兵大尉イワン・ウニコフスキーの派遣と一七二二年——一七二四年のその旅行記、序文及び註解附の文献、ロシア地理學協會人種學部誌、第十卷、第二分冊、ペテルブルグ、一八八七年
- Владимиров, В. Отчет о командировке к дарбатам Кобдоцкого округа, Изв. Русск. ком. для изучения Средней и Восточной Азии. No 9, 1907. Ухтеевский, И. В. Кобдо地区达尔巴特族調査旅行報告、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第九號、一九〇九年
- Поездка к кобдоским дарбатам, Изв. РГО, XLVI, вып. VIII-X, 1910. 同氏、コブド地区达尔巴特族調査旅行、ロシア地理學協會報、第四十六卷、第八——十分冊、一九一〇年
- Отчет о командировке к баитам Кобдоцкого округа, Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, сер. 2, No 1, СПб., 1912. 同氏、コブド地区バイト族調査旅行報告、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第一號、ペテルブルグ、一九一二年
- Монгольская литература, Литература Востока, изд. "Всемирная Литература", Пгр., 1920. 同氏、蒙古文學、東洋文學、「世界文學」社版、ペトログラード、一九二〇年
- Монгольский сборник рассказов из Рагсаланта, Пгр., 1921. 同氏、パンチャタントラ(五教書)より取りたる蒙古の物語集、ペトログラード、一九二一年
- Чингис-хан, Петроград-Москва-Берлин, 1922. 同氏、チンギス・ハン、ペトログラード——モスクワ——ベルリン、一九二二年
- Монголо-ойратский героический эпос, Пгр., 1923. 同氏、蒙古オイラート英雄史詩、ペトログラード、一九二三年
- Монгольский Данджур, ДАН-В, 1926. 同氏、蒙古のダンチュル、ソヴェト聯邦科學院報告B輯、一九二六年
- Написи на скалах халхаского Покту-тайджи, ИАН, No No 13, и 14, 1926; No 3-5, 1927. 同氏、ハルハのツォクト・タイジの懸崖碑銘、ソヴェト聯邦科學院報、一九二六年、第十三、十四號、一九二七年、第三——五號
- Этнолого-лингвистические исследования в Урге, Ургинском и Кенгейском районах, Северная Монголия, 2, изд. Академии Наук СССР, 1927. 同氏、北蒙古のウルガ、ウルガ及びクンテイ地方の人種學言語學的研究、二卷、ソヴェト聯邦科學院版、一九二七年
- Монгольское нөкүг, ДАН-В, 1929. 同氏、蒙古のネケル考、ソヴェト聯邦科學

院報告B輯、一九二九年

—— Сравнительная грамматика монгольского письменного языка и халхаского наречия, изд. ДВИ им. А.С. Енукидзе, № 33, 1929. 同氏、蒙古文語とハルハ方言の比較文法、レニングラード東洋學エヌキーゼ専門學校版、第三十三號、一九二九年

—— Где пять халхаских поколений, ДАН-В, 1930. 同氏、ハルハ五種族の所在、ソヴェト聯邦科學院報告B輯、一九三〇年

Георги, И.Г. Описание всех обитающих в Российском государстве народов, etc., СПб., первое издание 1776-1778 гг.; второе издание 1729 г. イ・ゲ・ゲオルギ、ロシア國內居住の民族總覽、第一版、一七七六——一七七八年、第二版、一七九九年

Гирченко, В.П. Сборник материалов по истории Бурятии XVIII и первой половине XIX вв., вып. 1, под редакцией и с прим. В.П. Гирченко, Верхнеудинск, 1926. ウ・ハ・ギルチェンコ、十八世紀及び十九世紀前半のブリヤーチヤ史關係資料集、ウ・ハ・ギルチェンコ監修並に註解、ウールフネウヂンスク、一九二六年

Голстунский, К.Ф. Монголо-ойратские законы 164 г., дополнительные указы Гадаан-хун-тайджи и законы, составленные для волжских калмиков при калмицком хане Донаук-да-ши, СПб., 1880. カ・エフ・ゴルストゥンスキー、一六四〇年蒙古オイラート法典、ガルダン・フン・タイイジの補充敕令、カルムックのハンたりしドンドク・ダ・シ時代にウールガ河畔カルムック人のため編纂されし法典、ベテルブルグ、一八八〇年

Гомбоев Гадсан. Сказания об Убаши-хун-тайджи (текст и перевод), Труды ВОРАО, ч. VI, СПб., 1858. ガルサン・ゴムボエフ、ウバシ・フン・タイイジ物語、(原文及び翻譯)、ロシア考古學協會東洋部著作集、第六部、ベテルブルグ、一八五八年

—— “Алтан-тоочи”, монгольская летопись (перевод), Труды ВОРАО, ч. VI, СПб., 1858 (предисловие П. Савельева). 同氏、蒙古年代記「アルタン・トブチ」(翻譯)、ロシア考古學協會東洋部著作集、第六部、ベテルブルグ、一八五八年(ベ・サウエリヨフの序文)

Горский, В. Начало и первые дела Маньчжурского дома; О происхождении ныне царствующей в Китае династии Цин и имени народа Маньчжу, Труды членов Российск. Духовн. Миссии в Пекине, т. I, СПб., 1852. ウ・ホルススキー、滿洲帝室の起原と創業、現在支那に君臨する清朝及び滿洲族てふ民族名の起原考、在北京ロシア傳道團員著作集、一卷、ベテルブルグ、一八五二年

Гродеков, П.И. Киргизы и каракиргизы Сыр-Дарьинской области, Ташкент, 1889. イ・グロデコフ、スール・ダリインスキー地方のキルギス人及びカラキルギス人、タシクエント、一八八九年

Грум-Гржимайло, Г.Е. Западная Монголия и Урянхайский край, т. I, СПб., 1914; т. II, Л., 1926; т. III, вып. 1, Л., 1926; вып. 2-4, Л., 1930. ゲ・イ・グルムールグジマイロ、西蒙古及びウリヤンハイ邊境、第一卷、ベテルブルグ、一九一四年、第二卷、

レニングラード、一九二六年、第三卷、第一分冊、レニングラード、一九二六年、第二——四分冊、レニングラード、一九三〇年

Гурьян, Я. И. Степное законодательство с древнейших времен по XVII столетие. Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XX, 1904. Я. И. Гурьян, 古代より十七世紀に至るステップの立法、カザン大學考古學歴史學人類學協會報、第二十卷、一九〇四年

Аубова, Я. П. Выт казмиков Ставропольской губ. до издания закона 15 марта 1892 г., Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XV, 1899. Я. П. Аубова, 一八九二年三月十五日法發布前のスタフロボリ縣カラム、ツク人の生活状態、カザン大學考古學歴史學人類學協會報、第十五卷、一八九九年

Жамцарано, Ц. Ж. Поездка в Южную Монголию в 1909—1910 гг., Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, сер. 2, No. 2, СПб., 1913. Ц. Ж. Жамцарано, 一九〇九年乃至一九一〇年の南蒙古旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第二號、ベラルブルグ、一九一三年

Обозрение памятников писанного права монгольских племен, 1920. 同氏、蒙古諸部族の成文法文献概観、一九二〇年

Жамцарано, Ц. Ж. и Турунов, А. Халха Джиром—описание памятника, Сб. трудов Гос. Иркутск. унив., вып. 6, Иркутск, 1923. Ц. Ж. Жамцарано及びА. Туренов、ハ

ルハ・シロム、その目録、国立イルクーツク大學著作集、第六分冊、イルクーツク、一九二三年

Житецкий, И. А. Очерки быта Астраханских казмиков, Изв. Общ. любит. естеств., антр.-пол. и этногр., Труды этногр. отд., т. XIII, вып. 1, М., 1893. И. А. Житецкий、アストラハンのカラム、ツク人の生活状態概説、自然科学人類學人類學同好者協會報、人類學部著作集、第十三卷、第一分冊、モスクワ、一八九三年

Залеман, К. Musei Asiatici Petropolitani notitiae VII. Записи произведений народной словесности монгольских племен, ИАН, 1905. К. Залеман、ベラルブルグ亞細亞博物館目録、第七卷、蒙古諸部族民族文學作品目録、ロシア科學院報、一九〇五年

Ивановский, А. А. Антропологический очерк торговцев Тарбагатайской обл., Китайской империи, Монголы-торгуты, Изв. Общ. любит. естеств., антропол. и этногр., т. LXXI, Труды антроп. отд., т. XIII, М., 1893. А. А. Ивановский、支那帝國タルバガタイ地方のトルゴウト族の人類學的概説、蒙古||トルゴウト族、自然科学人類學人類學同好者協會報、第七十一卷、人類學部著作集、第十三卷、モスクワ、一八九三年

Историческая записка о китайской границе, составленная советником Троицко-Савского и граничного правления Сичевским в 1846 г. Сообщает В. Н. Баснин. Читая в Общ. ист. и археол. росс. при Московском унив., 1875, кн. 2, М., 1875. 一八四六年トロイツコ・サフスキー國境管理局參事官スィチェフスキー編纂の支那國境略史、一八七五年ウチ

エヌ・バスニンのモスクワ大學古代ロシア史協會における講演、第二卷、モスクワ、一八七五年

Катаров Палладин. Юань-чао-би-ши (Сокровенное сказание о поколении Монгол), перевод на русск. язык, Труды членов Росс. Духовн. Миссии в Пекине, т. IV, СПб., 1866. 巴拉дей・カフ・ロフ、元朝秘史、ロシア語譯、在北京ロシア傳道團員著作集、第四卷、ペテルブルグ、一八六六年

Путевые записки китайца Чжа-да-хой во время путешествия его в Монголии в первой половине XIII ст. Перевод и примечания. Зап. Сиб. отд. РГО, кн. IX-X, 1867. 同氏、張德輝著「邊墩紀行」、翻譯及び註解、ロシア地理學協會シベリア部誌、第九——十卷、一八六七年

Шен-ву цин-чжан-лу. — Описание лучших походов священнослужительского (Цингис-хана). Перевод с предисл. и примеч. в Восточном Собрании, I, СПб., 1877 (изд. Мин. ин. дел.). 同氏、聖武親征錄、東洋論集第一卷中の翻譯、序文及び註解、ペテルブルグ、一八七七年(内務省版)

Перевод с предисловием и примечаниями Си-ю-цзи: Описание путешествия даоса Чан-Цуя на Запад. Труды членов Российск. Духовн. Миссии в Пекине, т. IV, СПб., 1866. 同氏、長春著「西遊記」の翻譯、序文及び註解、在北京ロシア傳道團員著作集、第四卷、ペテルブルク、一八六六年

Дорожные заметки на пути по Монголии в 1847 и 1859 гг. Зап. РГО по общ. геогр., т. XXII, No 1, СПб., 1892. 同氏、一八四七年及一八五九年蒙古旅行見聞記、ロシア地理學協會誌、第二十二卷、第一號、ペテルブルグ、一八九二年

Комментарий на путешествие Марко Поло по северному Китаю, изд. РГО, XXXVIII, вып. 1, СПб., 1902. 同氏、マルコ・ポーロの北支那旅行記解説、ロシア地理學協會版、第三十八卷、第一分冊、ペテルブルグ、一九〇二年

Клеменц, А. А. О свадебных обрядах у Забайкальских бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО, т. XXII, No 1, 1891. Де-Ан-Клеменц、ザバイカリヤのブリヤート人の婚姻儀禮、ロシア地理學協會東シベリア部報、第二十二卷、第一號、一八九一年

Клеменц, А. и Хангадов, М. Общественные охоты у северных бурят, Материалы по этнографии России, т. I, 1910. Де-Ан-Клеменц及びエム・ハンガロフ、北ブリヤート人の組合狩獵、ロシア人種學資料、第一卷、一九一〇年

Ковалевский, О. Монгольская хрестоматия, I. Казань, 1836. オ・コワレフスキー、蒙古選文集、第一卷、カザン、一八三六年

Козлов, П. К. Монголия и Кам, СПб., 1905—1907. ベ・カ・カズロフ、蒙古とカム、ペテルブルグ、一九〇五——一九〇七年

Монголия и Амдо, М.-Л. 1923. 同氏、蒙古とアムド、モスクワ——レニングラード、一九二三年

Козьмин, Н.Н. Хозяйство и народность (производительный фактор в этнических процессах). Енос-Енос-Козимин, 經濟と民族性(人種學的過程における生産的要素)——出版の年及び場所不明(リヂャ・ウラヂミルツォフ記)

Костенков, К. Статистическо-хозяйственное описание Калмыцкой степи, Калмыцкие степи Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868. Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868. Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868. Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

Кочнев, А.А. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. Утешел-Котуич, Калмыцкая степь, Астраханской губ. по исследа. Курмо-Манч. эксед., III, СПб., 1868.

- К изданию Юань-чао-би-ши, ЭКВ, I. 同氏、元朝秘史の出版に寄せて、ソヴェト聯邦科學院アジア博物館所屬東洋學者團誌、第一卷
- Статья в книге Козлова, "Монголии и Ам.до." 同氏、カズロフ著「蒙古及びアムド」中の論文
- Из полученных Чингис-Хана, пер. с Монгольского, журн. Восток, кн. 3. I., 1923. 同氏、チンギス・ハンの教訓の一部、蒙古語よりの翻譯、東洋誌、第三卷、レニングラード、一九二三年
- Рецензия на Богданова "Эпоха Заргата-аба", журн. Восток, кн. 3. I., 1923. 同氏、ボグダノフ著「ゼグテ・アバの時代」の新刊批評、東洋誌、第三卷、レニングラード、一九二三年
- Кочнев, А.А. Очерки юридического быта якутов, Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. Унив., т. XV, 1899. Де-А-Кочнев, Якут人の法律生活概説、カザン大學考古學歴史學人種學協會報、第十五卷、一八九九年
- Бродь, М. Брачное право монголо-бурят, Журн. Мин. юст., 1900, кн. 1. Ем-Кочнев, 蒙古ソリヤート人の婚姻法、司法省誌、一九〇〇年、第一卷
- Брачный обряд и обычай Забайкальских бурят. Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО. т. XXV, No 1, 1894. 同氏、ザバイカリヤ・ソリヤート人の婚姻儀禮及び慣習、ロシア地理學協會東シベリア部報、第二十五卷、第一號、一八九四年

—— Охотничье право и звериний промысел у бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО, т. XXV. 同氏、ブリヤート人の狩獵法及び狩獵、ロシア地理學協會東シベリヤ部報、第二十五卷

—— Черты родового быта, Изв. Иркут. общ. науч. Сибири. 1917, т. 1. 同氏、氏族生活論、イェルターツク西北利亞研究協會報、一九一七年、第一卷

—— Брачное право у бурят Селенгинского округа. Протоколы Трипиковав.-Кяхт. отд. РГО, No 1. 1895. 同氏、セレンギンスキー地區ブリヤート人の婚姻法、ロシア地理學協會トロイツコサフスキョ・キャフタ支部議事録、第一卷、一八九五年

Кушелев, Ю. Монголия и монгольский вопрос, СПб., 1912. ユ・クシレフ、蒙古及び蒙古問題、ベラルブルグ、一九一二年

Лауэр, В. Очерк монгольской литературы, изд. ДВН, No. 20 1927. ベ・ラウフル、蒙古文學概論、レニングラード東洋學エヌキーゼ専門學校版、第二十卷、一九二七年

Леонтович, Ф. И. Калмыцкое право, т. 1, Уложение 1822 г. (текст). Примечания: состав, источники и общий характер Уложения. Общественный быт по калмыцким уставам, Оаееса, 1880. エフ・イ・レオントウイチ、カルムツク法、第一部、一八二二年法典(原文)、註解、法典の構成、法源及び一般的性質、カルムツク法より見たる社會生活、オヂッサ、一八八〇年

—— К истории права русских инородцев. Древний монголо-калмыцкий или ойрат-

ский устав замканий, Оаееса, 1879. 同氏、ロシア異民族の法制史考、古代蒙古カルムツク又はオイラート刑事法典、オヂッサ、一八七九年

Лепехин, И. Дневные записки путешествия..... по разным провинциям Российского Государства 1768—1769 гг., ч. I, СПб., 1771; изд. 2-е, СПб., 1785; после издания Академией Наук в "Полном Собрании ученых путешествий по России", СПб., 1818—1825. Немецкий перевод появился в 1774—1777 гг.; французский в извлечениях в книге Frey de Landrez. Histoire des découvertes faites par divers savants voyageurs dans plusieurs contrées de la Russie..... Rigne et la Haye, 1779—1787. イ・レベン、一七六八年乃至一七六九年のロシア帝國各地方……旅行日記、第一部、ベラルブルグ、一七七一年、第二版、ベラルブルグ、一七八五年、その後、科學院出版の「ロシア學術旅行記全集」に收めらる、ベラルブルグ、一八一八——一八二五年、ドイツ語譯は一七七四——一七七七年に現はれ、フランス語譯は、フレド・ランドル著「ロシア各地方における學術旅行家の發見史」ベルヌ及びヘーグ、一七七九——一七八七年中に要約して收められてゐる

Липовцов, С. Уложение Китайской Палаты внешних сношений, т. 2, СПб., 1828. エス・リポフツォフ、理藩院則例、二卷、ベラルブルグ、一八二八年

—— Китайская история поколения Дай-Минских императоров. 同氏、大明諸帝歷代史(出版の年及び場所不明——リヂャ・ウラヂミルツォフ記)

- Майский, И. Современная Монголия, Иркутск, 1921. *イ・マイスキー*、現代の蒙古、イル
クーツク、一九二二年
- Мелноранский, П.М. О Кудатку Билике Чингиз-хана, Зап. ВОРАО, т. XIII. *ペ・エム・*
メリオランスキー、チンギス・ハンの格言考、ロシア考古學協會東洋部誌、第十三卷
—— *Араб-филолог* о турецком языке, СПб., 1900. 同氏、アラビア言語學者のトル
コ語考、ハテルブルグ、一九〇〇年
- Миллер, Г.Ф. Описание Сибирского царства и всех происшедших в нем от начала, а
особенно от покорения его Российской державой по сии времена, СПб., 1750. *ゲ・*
エフ・ミルレル、最初、殊にロシア帝國の征略より今日に至るシベリヤ諸王國及び諸事
件、ハテルブルグ、一七五〇年
- *Сибирская история*, Ежемесячные сочинения к пользе и увеселению слу-
жащие, изд. Академии Наук, т. XVIII—XIX, 1755—1764 (по немецки; *Sammlung*
Russischer Geschichte, III). 同氏、シベリヤ史、使用人修養娛樂月刊、科學院版、第十
八—十九卷、一七五五—一七六四年(ドイツ語、ロシア史叢書、第三卷)
- Минаев, И.П. Путешествие Марко Поло, перевод старо-французского текста, изд. РГО,
под ред. В.В. Бартольда, Зап. РГО по отд. этногр., т. XXVI, СПб., 1902. *イ・ペ・*
ミナーエフ、マルコ・ポーロ旅行記、古代フランス語原文よりの翻譯、ウ・ウ・バルト
リド監修、ロシア地理學協會人種學部誌、第二十六卷、ハテルブルグ、一九〇二年

- Михайлов, В. Заметка по поводу выражения “Заргата-аба”, Живая Старина, 1913, т.
XXII, вып. 2. *ウ・ミハイロフ*、「ゼゲラ・アバ」なる表現に關する評論、シワリーヤ・ス
タリナー誌、一九二三年、第二十二卷、第二號
- Могчанов, И.А. Материалы к вопросу о древнем оледенении С.-В. Монголии, Изв. РГО,
т. LIV, вып. 1, 1919. *イ・ア・モルチанフ*、北東蒙古の古代における氷結問題資料集、
ロシア地理學協會報、第六十五卷、第一號、一九一九年
- Московская торговая экспедиция в Монголию, М., 1912. *モスクワ蒙古貿易遠征記*、モス
クワ、一九二二年
- Мен-гу-ю-му-цзи. Записки о монгольских кочевьях, перевод с кит. П.С. Попова, СПб.,
1895. *ペ・エヌ・ホ・ホフ*譯、蒙古游牧記(原文、支那語)、ハテルブルグ、一八九五年
- Мен-да-бай-гу. Полное описание Монголо-татар, перевод В.П. Васильева, Труды ВОРАО,
ч. IV, СПб., 1857. *ウ・エ・ソシリエフ*譯、蒙鞑備錄、ロシア考古學協會東洋部著作集、
第四部、ハテルブルグ、一八五七年
- Небольсин, П. Очерки быта Калмыков Хошоутовского улуса, СПб., 1852. *ペ・ネボリシ*
ン、ホシウト・ウルのカルムイク人の生活狀態、ハテルブルグ、一八五二年
- Нефедьев, Н. Подробные сведения о волжских калмыках, собранные на месте, СПб., 1834.
エヌ・ネフエチエフ、ウォルガ河畔カルムイク人の現地にて蒐集したる詳細なる報道、ハテ
ルブルグ、一八三四年

- Образцы народной словесности монгольских племен, т. II, эпические произведения эхирт-булагатов, Гьсер-Богда, эпосы, вып. I, собр. Ц.Ж. Жамцарано. Л., 1930, изд. Академии Наук. 蒙古諸部族の民衆文學の典型、第二卷、エクリト・ブルガト族の敘事詩集、敘事詩、ゲセル・ボグド、第一分冊、ツェ・ジエ・シヤムツァラノの蒐集にかゝる、レニングラード、一九三〇年、科學院版
- Ордосец, Национально-освободительное движение во внутренней Монголии, журн. Революционноный Восток, No 2, 1927. オルドセツ、内蒙古における國民解放運動、革命の東洋詩、第二號、一九二七年
- Очиров, Н. Поездка к Астраханским калмыкам, Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, No 10, 1910. エヌ・オチロフ、アストラハンのカルムック人地方旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第十號、一九一〇年
- Поездка в Александровский и Багацухуровский улусы, Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, сер. 2, No 2, 同氏、アレクサンдровスキイ及びバガツホフスキイ兩ウルス旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第二號
- Астраханские калмыки и их современное экономическое состояние, описание калмыцкой степи, Пгр., 1915 (изд. 2-е, Астрахань, 1925). 同氏、アストラハンのカルムック人及びその今日における經濟狀態、カルムック人のステップ記、ペトログラード、一九一五年(第二版、アストラハン、一九二五年)

- Павлов-Сильванский, Н. Феодальные отношения в уездной Руси, СПб., 1901. エヌ・ンウロフ・シリワンスキイ、ルシ侯國の封建諸關係、ハテルブルグ、一九〇一年
- Феодализм в Древней Руси, изд. 2-е, М.-Л., 1923. 同氏、古代ルシにおける封建制、第二版、モスクワ—レニングラード、一九二三年
- Паллас, П.С. Путешествие по разным провинциям Российской Империи, СПб., 1773-1788; изд. 2-е, СПб., 1809, французский пер. 1793 г. (Paris). ヴ・エヌ・パラス、ロシア帝國各地方旅行記、ハテルブルグ、一七七三—一七八八年、第二版、ハテルブルグ、一八〇九年、フランス語譯、一七九三年(パリ)
- Собрание исторических известий о монгольских народах, СПбурск. Вестн., ч. I, No No 1, 2, 3, 4, 5. 同氏、蒙古諸民族關係史料集(集史)、ハテルブルグ通報、第一部、第一、二、三、四、五號
- О разделение народов мунгальского поколения, Месячник истории и географии на 1797 г. 同氏、ムンガル種族の區分考、歴史地理月報、一七九七年
- Пальмов, Н.Н. Черк истории Калмыцкого народа за время его пребывания в пределах России, Астрахань, 1922. エヌ・エヌ・パリモフ、ロシア國境を越へて以來のカルムック人史概説、アストラハン、一九二二年
- Этноды по истории приволжских калмыков, ч. I. XVII и XVIII вв. 1926; ч. 2. XVIII в., 1927; ч. 3 и 4. 1929, Астрахань. 同氏、ウラルガ河畔カルムック人史

稿、第一部、十七世紀及び十八世紀、一九二六年、第二部、十八世紀、一九二七年、第三、四部、一九二九年、アストラハン

Патканов, К.П. История монголов по армянским источникам, вып. I..... Извлечения из

Грудов Вардана, Стеана Орбелани и конетабля Гембата, СПб., 1873. カ・ソ・バト

カノフ、アルメニアの資料による蒙古人史、第一分冊、ワールダン、ステファン・オルベリアニ及びセンバトの著書の抜萃、ベテルブルグ、一八七三年

——— Вып. II,извлечения из истории Киракоса, СПб., 1874. 同氏、第二分冊、キラコスの歴史の抜萃、ベテルブルグ、一八七四年

——— История монголов инок Магакни, СПб., 1871. 同氏、修道僧マガキヤの蒙古人史、ベテルブルグ、一八七一年

Патканов, С.К. Статистические данные, показывающие племенной состав населения Сибири, язык и роды инородцев (на основании данных специальной разработки материала переписи 1897 г.), т. III, СПб., 1912, Зап. РГО по отд. статистики, т. XI. вып. 3. エス・カ・バトカノフ、シベリヤ住民の部族構成、異民族の言語種族關係統計材

料(一八九七年國勢調査による資料の特殊研究の材料に基くもの)、第三卷、ベテルブルグ、一九二二年、ロシア地理學協會統計部誌、第九卷、第三分冊

——— Пекарский, Э.К. Словарь якутского языка, СПб., вып. I, 1907.....вып. VI. 1923. エ・カ・ハカルヌスキ、ヤクート語辭典、ベテルブルグ、第一分冊、一九〇七年.....第六分

冊、一九二三年

Петри, В.Э. Элементы родовой связи у северных бурят, Сибирская Жизнь Страна, Иркутск, 1924. вып. II. ヴ・エ・ペトリ、北ブリアート人における氏族關係の要素、シビルスカヤ・ジフヤ・スタリナー誌、イルクーツク、一九二四年、第二分冊

——— Территориальное родство у северных бурят, Изв. Биол.-геогр. н.-и. инст. при Гос. Иркутском унив., 1924, т. I, вып. 2. 同氏、北ブリアート人における地域的親族關係、國立イルクーツク大學生物學地理學博物學部報、一九二四年、第一卷、第二分冊

——— Внутри-родовые отношения у северных бурят, Изв. Биол.-геогр. н.-и. инст. при Гос. Иркутском унив., 1925, т. II, вып. 3. 同氏、北ブリアート人における氏族の内部關係、國立イルクーツク大學生物學地理學博物學部報、一九二五年、第二卷、第三分冊

——— Пано Карпини, История Монголов, пер. А.И. Мадина, СПб., 1911. プラノ・カルピニ、蒙古人史、ア・イ・マレイン譯、ベテルブルグ、一九二一年

——— Позднеев, А.М. Образцы народной литературы монгольских племен, вып. I. Народные песни монголов, СПб., 1880. А・エム・ポズドネエフ、蒙古諸部族の國民文學の典型、第一分冊、蒙古人の民謠、ベテルブルグ、一八八〇年

——— О древнем китайско-монгольском памятнике Юань-чао-ли-ши, СПб., 1882; то же в Изв. РАО, т. X, вып. 3-4. 同氏、古代支那蒙古文献、元朝祕史考、ベテルブル

ルグ、一八八二年、同じく、ロシア地理學協會報、第十卷、第三、四號

—— Монгольская летопись “Эрдэнийн эрххэ”, подлинный текст с переводом и пояснениями, заключающимися в себе материалы для истории Халхи с 1636 по 1736 г., СПб., 1883, с предисловием. 同氏、蒙古年代紀、「エルデニイン・エリヘ」、一六三六年乃至一七三六年のハルハ史關係資料を含む、翻譯註解附の原文、ベテルブルグ、一八八三年、序文附

—— Очерки быта буддийских монастырей и буддийского духовенства в Монголии в связи с отношениями сего последнего к народу, Записки РГО по отавногр., т. XVI, СПб., 1887. 同氏、蒙古における佛教寺院及び僧侶の生活、僧侶と民衆との關係概説、ロシア地理學協會人種學部誌、第十六卷、ベテルブルグ、一八八七年

—— Монгольская хрестоматия, СПб., 1900. 同氏、蒙古選文集、ベテルブルグ、一九〇〇年

—— Кампицкая хрестоматия, СПб., изд. 1-е, 1892; изд. 2-е, 1907; изд. 3-е, 1915. 同氏、カルムック選文集、ベテルブルグ、第一版、一八九二年、第二版、一九〇七年、第三版、一九一五年

—— Письмо к барону Ф.Р. Остен-Сакену с замечаниями на Дневник о. Павлаия по Монголии, веденный в 1847 г., Зап. РГО по общ. геогр., т. XXII, No 1, СПб., 1892. 同氏、バラダイの一八四七年の蒙古日記の註解を含むエフ・エル・オスタ

ン・サケン男爵への書簡、ロシア地理學協會人種學部誌、第二十二卷、第一號所載、ベテルブルグ、一八九二年

—— Новоткрытый памятник монгольской письменности времен династии Мин, Восточные Заметки, 1895. 同氏、新たに発見せられたる明朝時代の蒙古文献、東洋評論誌、一八九五年

—— Монголия и Монголы, т. I, СПб., 1896; т. II, СПб., 1898. 同氏、蒙古及び蒙古人、第一卷、ベテルブルグ、一八九六年、第二卷、ベテルブルグ、一八九八年

—— История монгольской литературы, литограф. издание лекций, читанных в 1897-1898 гг. 同氏、蒙古文學史、石版刷、一八九七——一八九八年の講演

—— Транскрипция палеографического текста Юань-чао-ми-ши, выпущено 112 стр. литографическим способом. 同氏、元朝祕史原本の轉寫、百十二頁、石版刷のもの

—— Позднеев, А.М. К вопросу о пособиях при изучении истории монгол в период Минской династии, Зап. ВОРАО, IX. Э.Э.М.Боздронеф、明朝時代の蒙古人史研究參考書問題に寄せて、ロシア考古學協會東洋部誌、第九卷

—— Покотилов, А. История Восточных Монголов в период династии Мин 1368-1634, по китайским источникам, СПб., 1893. Э.Э.Боччаров、支那文献による明朝時代（一三六八——一六三四年）の東蒙古人史、ベテルブルグ、一八九三年

—— Покровский, Ф.И. Путешествие в Монголию и Китай Сибирского казака Ивана Петлина

в 1618 году. (Мнимое путешествие атаманов Ивана Петрова и Бурнаш-Галчева в 1567 г.) Изв. Отд. рус. яз. и словесности Академии Наук, 1913, т. XVII, кн. 4, СПб., 1914. エフ・イ・ボタロフスキー、一六一八年シベリヤのカザック、イワン・ペトリノの蒙古及び支那旅行記、(一五六七年のアタマン・イワン・ペトロフ及びブルナシユ・ヤルイチェフの虚偽の旅行記) 科学院ロシア語及びロシア文学部報、一九一三年、第十八卷、第四號、ハテルブルグ、一九一四年

Поппе, Н.Н. Отчет о поездке на Орхон летом 1926 г. Материалы Комиссии по исследованию Монгольской и Тувинской народных республик и Бурят-Монгольской АССР, вып. IV, 1, 1929. エヌ・エヌ・ボッヘ、一九二六年夏オルホン地方調査報告、蒙古並にソヴエト人民共和国及びブリヤート蒙古自治ソヴエト社会主義共和国研究委員会資料、第四卷、レニングラード、一九二九年

Даргуевское наречие, Материалы МОНК, вып. 6, 1930. 同氏、ダグル方言、蒙古並にソヴエト人民共和国及びブリヤート蒙古自治ソヴエト社会主義共和国研究委員会資料、第六卷、一九三〇年

Потанин, Г.П. Очерки Северо-Западной Монголии, СПб., 1881—1883 гг. Ге.Э.ヌ.ボタール、北西蒙古概説、ハテルブルグ、一八八一——一八八三年

Тангутско-Тибетская окраина Китая, СПб., 1893. 同氏、支那のタングート西藏邊境、ハテルブルグ、一八九三年

Поминки по Чингис-хане, Изв. РГО, XXI. 同氏、チンギス・ハンの追善、ロシア地理學協會報、第二十一卷

Радов, В.В. К вопросу о Уйгурах, СПб., 1893. ウェ.ウエ.ラドロフ、ウイグル人問題に寄せて、ハテルブルグ、一八九三年

Разумов и Сосновский. Значение рода у инородцев Забайкальской области (Мат. Куло-Минской ком.), Мат. по иссл. земледелия и землепользования в Забайкальской обл., СПб., 1898, вып. 6. ラズーモフ及びソスノフスキー、ザバイカリヤ地方の異民族における氏族の意義(クロムジン委員会資料)、ザバイカリヤ地方の土地所有及び土地利用研究資料、ハテルブルグ、一八九八年、第六卷

Рамстеат, Г.И. О былинах монгольских, Труды Троицкосав.-Кяхт. отд. Приамурского отд. РГО, т. III, вып. 2—3, 1902. ゲ.イ.ラムステット、蒙古傳説詩考、ロシア地理學協會トロイツコサフスコ.キャフタ部及び沿黒龍江部著作集、第三卷、第二——三分冊、一九〇二年

Рубрук. Путешествие в восточные страны, перевод А.И. Малеина, СПб., 1911. ルブルク、東邦紀行、ア.イ.マレイン譯、ハテルブルグ、一九一一年

Руанев, А.А. Заметки по монгольской литературе, II, "Историческая летопись Болор-тол", Зап. ВОРАО, XV, СПб., 1903. ア.テ.ルードニェフ、蒙古文學概論、第二卷、「年代紀、ボロル・トリ」、ロシア考古學協會東洋部誌、第十五卷、ハテルブルグ、一九〇三年

〇三年

- Рячков, П.И. Топография Оренбургская, т. е. обстоятельное описание Оренбургской губ. СПб., 1762, а также в Сочинениях и переводах к пользе и увеселению служащих, СПб., 1762. **ハ・イ・ル・イ・チ・ユ・フ**、**オレンブルグ風土記**、**ハテルブルグ**、一七六二年、又、**使用人修養娛樂著作翻譯集中所載**、**ハテルブルグ**、一七六二年
- Рязановский, В.А. Обычное право монгольских племен (монголов, бурят, калмыков), ч. I-III (отдельный оттиск из № 51, 52. Вестника Азии), Харбин, 1924. **ウ・ア・リ・ザ・ノ・フ・ス・キ**、**蒙古諸部族(蒙古人、ブリアート人、カルムック人)の慣習法**、第一—三部(アシア通報誌、第五十一、五十二號よりの分刷)、**ハルビン**、一九二四年
- Монгольское право и сравнительное правоведение, Изв. Юридического факультета в Харбине, т. VII, Харбин, 1929. 同氏、**蒙古法及び比較法學**、**ハルビン法科大学報**、第七卷、**ハルビン**、一九二九年
- Монгольское право (преимущественно обычное), ист. очерк, Харбин, 1931. 同氏、**蒙古法(主として慣習法)**、その歴史的概説、**ハルビン**、一九三一年
- К вопросу о влиянии монгольской культуры и монгольского права на русскую культуру и право, Изв. Юридического факультета в Харбине, т. IX, Харбин, 1931. 同氏、**蒙古文化及び蒙古法のロシア文化及びロシア法への影響問題に寄せて**、**ハルビン法科大学報**、第九卷、**ハルビン**、一九三一年

- Самоясов, А.Я. Сборник обычного права сибирских инородцев, Варшава, 1876. **ベ・ヤ・サモソフソフ**、**シベリヤ異民族慣習法集**、**ワルソー**、一八七六年
- Свод степных законов кочевых инородцев Восточной Сибири, СПб., 1841. 同氏、**東シベリヤ遊牧異民族ステーブ法典**、**ハテルブルグ**、一八四一年
- Пояснительные примечания к своду степных законов, СПб., 1841. 同氏、**ステーブ法典註解**、**ハテルブルグ**、一八四一年
- Самойлович, А.Н. Несколько поправок к ярадку Тимур-Кутлуга, ИРАН, 1918. **ア・ヌ・サモイロウイチ**、**チムール・クトルグの敕令に對する若干の修補**、**ロシア科學院誌**、一九一八年
- Санжеев, Г.Д. Дархаты, этнограф, отчет о поездке.....в 1927, Мат. ком, АН СССР по иссл. Монгольской.....респ., № 10. Д., 1930. **ダ・テ・サンジエフ**、**ダルハト族**、一九二七年の……調査旅行に關する人種學的報告、**ソヴェト聯邦科學院蒙古……共和國研究委員會資料**、第十號、**レニングラード**、一九三〇年
- Манжуро-монгольские языковые параллели, ИАН, 1930. 同氏、**滿洲語及び蒙古語の比較**、**ソヴェト聯邦科學院報**、一九三〇年
- Страхов, Н.И. Нынешнее состояние калмыцкого народа с присовокуплением калмыцких законов, СПб., 1810. **エヌ・イ・ストラホフ**、**カルムック人の現状**、附録、**カルムック諸法**、**ハテルブルグ**、一八一〇年

- Галько-Гринцевич, Ю.А. Материалы к антропологии и этнографии Центральной Азии, вып. I, Зап. Академии Наук СССР по Отд. физ.-мат. наук, т. XXXVII, No 2, 1, 1926. ヨ・デ・タリコ・グリンツェウイチ、中央アジア人類學資料、第一卷、ソヴェト聯邦科學院物理數學部誌、第三十七卷、第二號、レニングラード、一九二六年
- Гизенгаузен, В.Г. al'Omari, перевод, Сборник материалов, относящихся к истории Золотой Орды, СПб., 1884. I. У・ゲ・テ・ゼン・ガウゼン、アル・オマリ、翻譯、金帳汗國關係資料集、ハラルブング、一八八四年、第一卷
- Тимковский, Е. Путешествие в Китай через Монголию в 1820 и 1821 гг., СПб., 1824. Перевод на французский яз. с замечаниями Кларотта (Paris, 1827); на английский того же ориенталиста (London, 1827). イ・エ・チムコフスキー、一八二〇年及び一八二一年の蒙古を経ての支那旅行記、ハラルブング、一八二四年、フランス語譯及び註解はクラブローテ(ズリ、一八二七年)同じく英譯、同氏(ロンドン、一八二七年)
- Литов, Е.Н. Тунгусско-русский словарь, Иркутск, 1926. イ・エ・ヌ・チトフ、ツングースーロミア語辭典、イルクーツク、一九二六年
- Гурюнов, А. Прошлое Бурят-Монгольской народности, Иркутск, 1922. А・トルノフ、ブリヤート蒙古人の過去、イルクーツク、一九二二年
- Усов, М.А. Орография и геология Кентейского хребта в Монголии, Изв. Геол. ком., 1915, т. 34, No 8. М・ア・フ・ウソフ、蒙古クンテイ山脈の山嶽誌及び地質學、地質學委員會

報、一九一五年、第三十四卷、第八號

Успенский, В.М. Страна Кука-нор или Цин-хай, с прибавлением краткой истории ойратов и монголов, Зап. РГО по отд. этногр., VI, 1880. У・エ・ム・ウスペンスキー、クク・ノール又は青海、オイラート人及び蒙古人小史附、ロシア地理學協會人種學部誌、第六卷、一八八〇年

Финер, И.Е. Сибирская история с самого открытия Сибири до завоевания сей земли российским оружием, сочиненная на немецком языке, СПб., 1774. イ・エ・フィッシャー、シベリヤ發見よりロシア軍征服に至るシベリヤ史、ドイツ語による著、ハテルブルグ、一七七四年

Хангаюв, М.Н. "Залгата-аба." Облава на зверей у древних бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО, 1888, т. XIX, No 3. М・Н・エム・ハンガロフ、「ゼゲテ・アバ」、古代ブリヤート人の卷狩、ロシア地理學協會東シベリヤ部報、一八八八年、第十九卷、第三號

Юридические обычаи у бурят, этногр. обзор, 1894, No 2. 同氏、ブリヤート人の法慣習、人種學評論誌、一八九四年、第三號

Свадебные обычаи и обычаи у бурят Учинского ведомства, этногр. обзор, 1898, No 1. 同氏、ウンギンスキ管區ブリヤート人の婚姻儀禮及び慣習、人種學評論誌、一八九八年、第一號

Ханликов, И. Описание Бухарского ханства. СПб., 1843. И・ム・ハンニコフ、ブハラ汗國、

ペテルブルグ、一八四三年

Штернберг, Л.Д. Теория родового быта в Энцикл. словаре Брокгауза и Эфрона. Ерл.
 Я・シユテルンベルグ、氏族制度論、ブロックハウス及びエフロン百科辭典所載

Шанов, А. Бурятская улусная родовая община, Изв. Сиб. отд. РГО, 1874. Т. V. Вып.
 3-4. А・シユチャポフ、ブリヤート人のウルス氏族共同體、ロシア地理學協會シベリヤ部
 報、一八七四年、第五卷、第三——四號

Сельская оседло-инородческая и русско-крестьянская община в Кудинско-
 Ленском крае, Изв. Сиб. отд. РГО, 1875. Т. VI, No. 3. 同氏、クヂンスコロレンス
 キー地方における農業定着異民族及びロシア農民の共同體、ロシア地理學協會シベリヤ
 部報、一八七五年、第六卷、第三號

Этноистические инстинкты в Ленской народной бурятской общине, Сб. ист.
 сведений о Сибири, т. II, СПб., 1877. 同氏、レンスキー地方ブリヤート共同體におけ
 る利己本能、シベリヤ史料集、第二卷、ペテルブルグ、一八七七年

Энгельс, Ф. Происхождение семьи, частной собственности и государства, СПб., 1894.
 エフ・エンゲルス、家族、私有財産、國家の起原、ペテルブルグ、一八九四年

U45



